

# 岡崎市こども発達センター等基本計画

平成 25 年3月

岡 崎 市

# 目次

<b>1</b>	<b>はじめに</b> .....	<b>1</b>
1-1	計画の背景.....	1
1-2	名称について.....	1
<b>2</b>	<b>現況整理</b> .....	<b>2</b>
2-1	用地概要.....	2
2-2	福祉の村の立地状況.....	3
2-3	既存施設の維持管理.....	4
2-4	体育館の利用状況.....	5
2-5	関係法令等.....	5
<b>3</b>	<b>基本構想からの変更点</b> .....	<b>7</b>
3-1	施設配置.....	7
3-2	こども発達センター機能の整理.....	12
<b>4</b>	<b>こども発達センターの位置づけ</b> .....	<b>14</b>
4-1	利用可能範囲.....	14
4-2	効果的なサービス提供.....	14
4-3	導入サービス.....	20
<b>5</b>	<b>こども発達センター運営計画</b> .....	<b>22</b>
5-1	提供するサービス内容.....	22
5-2	利用対象.....	24
5-3	組織体系.....	25
5-4	人員配置の想定.....	26
<b>6</b>	<b>こども発達センター施設計画</b> .....	<b>27</b>
6-1	こども発達センター施設整備の考え方.....	27
6-2	こども発達センターの施設計画イメージ.....	33
<b>7</b>	<b>こども発達センター整備に合わせた友愛の家整備</b> .....	<b>34</b>
7-1	友愛の家の移転整備の方向性.....	34
7-2	新友愛の家の導入機能.....	34
7-3	組織体系.....	35
7-4	人員配置の想定.....	36
7-5	新友愛の家の施設整備の考え方.....	37
7-6	新友愛の家の施設計画イメージ.....	40
<b>8</b>	<b>事業スケジュール</b> .....	<b>41</b>

〔略称について〕

本文中、次の略称表記を用いています。

正式名称	略 称
岡崎市福祉の村	「福祉の村」
老人センター清楽荘	「清楽荘」
福祉の村体育館	「体育館」
愛知県立心身障害児療育センター第二青い鳥学園	「第二青い鳥学園」

〔「気になる子」について〕

本文中、「気になる子」という表現を使用しています。これは、障がい者手帳の所持や障がい福祉サービスの利用などはないものの、市が各種事業で、発育・発達上の遅れや不安があると把握している子どものことです。

「気になる子」には、「言葉が遅い」「落ち着きがない」「パニック・かんしゃくを起こしやすい」「こだわりが強い」「一人遊びを好み、友達と遊べない」などの特徴が頻繁にみられる傾向があります。

# 1 はじめに

## 1-1 計画の背景

福祉の村は、昭和49年の開所以来、市の福祉基盤の中心的な役割を担ってきました。

しかし、創設から30余年が経ち、福祉環境の変化に伴う利用ニーズの変化、発達障害者支援法や障害者自立支援法の施行、学校教育法の改正等といった社会情勢の変化、加えて施設及び設備の老朽化が進んだことから、福祉の村の施設、事業（機能）における今後のあり方を再検討する必要性が生じてきました。

そこで平成22年4月、福祉の村の新たな基本的枠組みを定める「岡崎市福祉の村基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定しました。

基本構想では、「障がい児・者を支援する総合的拠点」、「障がい児・者支援の役割分担の明確化」、「障がい児・者支援のネットワークの構築」の3つを基本方向に掲げ、各施設の今後のあり方を示すとともに、第1期事業として、「発達障がい専門相談機能」、「小児科診療所」、「リハビリ機能」を有する新施設に既存の「知的障がい児通園施設/若葉学園」と「児童デイサービス事業所/めばえの家」を合わせた複合施設として（仮称）こども発達センターの整備を構想しました。

今回の基本計画は、この第1期事業として示された（仮称）こども発達センターの整備に向けた導入機能の整理、運営計画及び施設計画等具体的な事項をまとめたものです。

## 1-2 名称について

施設全体の名称は、基本構想策定以来、（仮称）を付けた形で使用し、認知もされてきている「岡崎市こども発達センター」（以下「こども発達センター」という。）とします。

なお、こども発達センターの愛称は、公募等により市民の皆様の意見を取り入れ、開設までに決定します。

## 2 現況整理

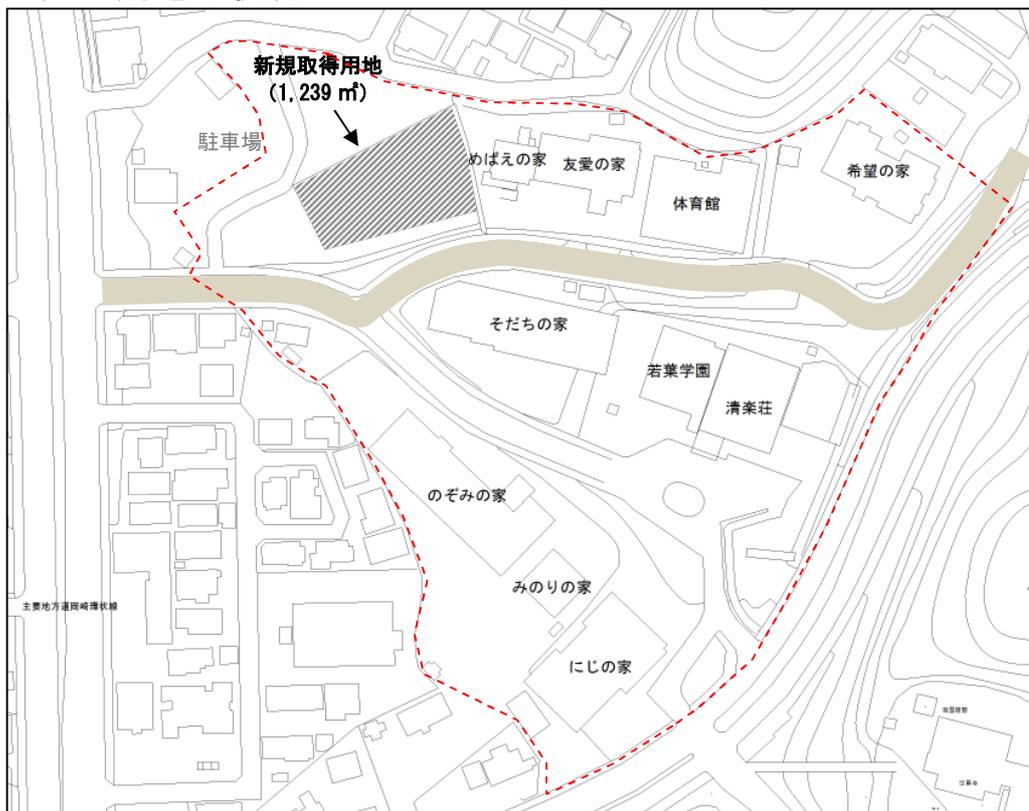
### 2-1 用地概要

福祉の村の用地概要は、次のとおりです。新たに用地（1,239 m<sup>2</sup>）を取得したことにより、駐車場からめばえの家と友愛の家を含めた北側部分の一体的な利用が可能となりました。

#### (1) 用地概要

所在地	岡崎市欠町字清水田7番地1			
敷地面積	45,186 m <sup>2</sup>			
土地所有者	岡崎市			
法令・都市計画上の制限等	用途地域	第1種住居地域		
	建ぺい率	60% ※第3種風致地区指定により建ぺい率は40%		
	容積率	200%		
	斜線制限	道路斜線制限 勾配：1.25 隣地斜線制限 立上り：20m 勾配：1.25		
	日影規制	高さが10mを越えた場合 5m：4時間 10m：2.5時間		
	第3種風致地区指定に関する制限等	高さ制限	15m以下	
		外壁後退	接道部分：2m以上 その他：1m以上	
緑地		敷地の30%以上		
その他	現在の施設は、建築基準法第86条の適用を受けて建築			

#### (2) 用地の状況



## 2-2 福祉の村の立地状況

福祉の村の施設は、建築基準法第86条（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和）の適用（いわゆる一団地認定）により整備されてきました。

敷地内道路が市道（福祉センター北線）として認定されたことから、現在では建築基準法第86条が適用されないため、今後の整備は、施設ごとに敷地を分割して行う必要があります。

（市）福祉センター北線の道路の南北の敷地でそれぞれ、次の施設が立地しています。

北側敷地（約 11,400 m <sup>2</sup> ）	希望の家、体育館、友愛の家、めばえの家
南側敷地（約 19,500 m <sup>2</sup> ）	若葉学園、清楽荘、そだちの家、のぞみの家、みのりの家、にじの家

### 敷地の範囲



※上図は、おおよその敷地の範囲を示すものです。

## 2-3 既存施設の維持管理

市では、平成23年3月に「岡崎市市有建築物管理保全基本方針」が策定され、対象建築物の計画的維持保全を行うための目標耐用年数を鉄筋コンクリート造の建築物（以下「RC造の建築物」という。）は80年と設定しています。

福祉の村の施設整備もこの方針に沿って整備を進めます。

### ■ 計画的保全の対象建築物

規模	原則として、延べ床面積100㎡以上の建築物
用途	仮設の用に供する建築物を除くすべて
構造	プレハブを除くすべての建築物
本方針の対象とならない建築物等	文化財等に指定された建築物 廃止が決定した建築物（廃止まで5年以上を有するものは除く。） 指定管理者が行う修繕工事 PFI事業による建築物 プラント（設備の寿命により建築物の使用期限が決定してしまうもの）

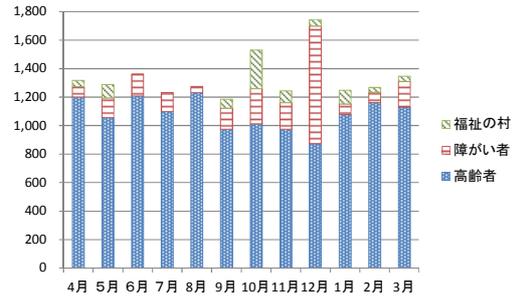
### ■ 施設の状況

施設	設置年月	面積	構造	耐震対応
老人福祉センター 清楽荘	S49年5月	1,181㎡	RC造2階建 (2階部分)	耐震診断済み 使用可能
児童発達支援センター 若葉学園	S55年4月	1,113㎡	RC造2階建 (1階部分)	耐震診断済み 使用可能
体育館	S55年4月	667㎡	RC造1階建	耐震診断済み 使用可能
就労移行支援・就労継続 支援B型事業所 希望の家	S55年4月	518㎡	RC造1階建	耐震診断済み 使用可能
地域活動支援センター・身 体障がい者福祉センター 友愛の家	S55年4月	442㎡	RC造1階建	耐震診断済み 使用可能
児童発達支援事業所 めばえの家	S59年4月	294㎡	RC造2階建 (EVなし)	新耐震基準 耐震診断済み 使用可能
生活介護事業所 そだちの家	S61年4月	878㎡	RC造1階建	新耐震基準 耐震診断済み 使用可能
生活介護・ 就労継続支援B型事業所 のぞみの家	H3年9月	987㎡	RC造1階建	新耐震基準 耐震診断済み 使用可能
宿泊体験施設 みのりの家	H9年7月	180㎡	木造1階建	新耐震基準 耐震診断済み 使用可能
生活介護事業所 にじの家	H13年4月	676㎡	RC造1階建	新耐震基準 耐震診断済み 使用可能

## 2-4 体育館の利用状況

利用者のほとんどを清楽荘利用者である高齢者が占めています。福祉の村を障がい児・者の支援拠点として再整備することから、体育館の利用形態を高齢者主体から障がい児・者主体に切り替える必要があります。

体育館利用者の内訳(平成23年度実績)



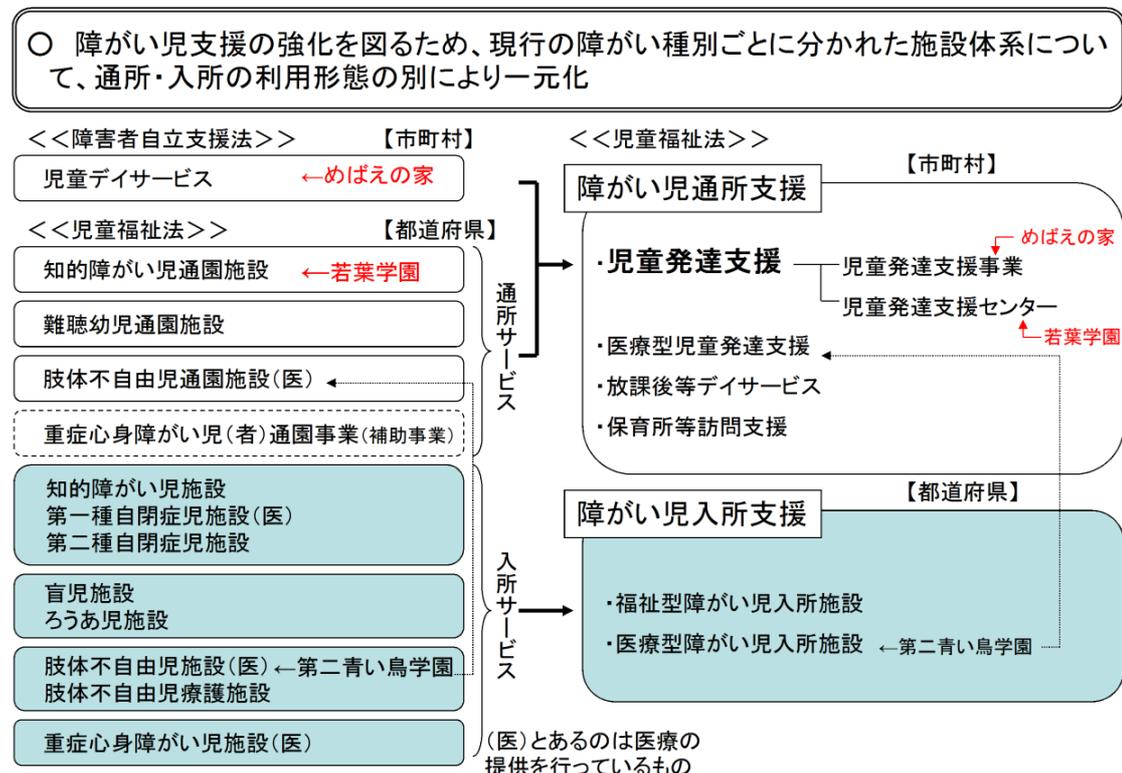
※福祉の村には、若葉学園、めばえの家、希望の家、のぞみの家利用者を含む

## 2-5 関係法令等

平成24年度の障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正により、これまでの障害者自立支援法による児童デイサービス及び児童福祉法による知的障がい児通園施設は、児童福祉法による児童発達支援（障がい児通所支援の1つ）として一元化されました。

また、児童発達支援の一つに、児童発達支援センターとして、その施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を併せて行うなど、地域の中核的な療育支援を行う事業が位置づけられました。

## ■障がい児施設・事業の一元化のイメージ



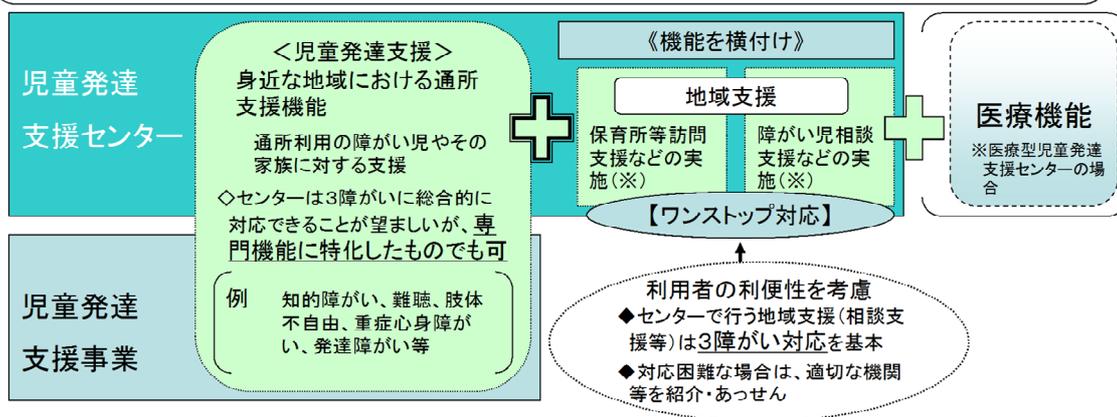
## ■児童発達支援センターと児童発達支援事業のイメージ

①児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」  
 ②それ以外の「児童発達支援事業」  
 の2類型

②児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設 → 「便宜を適切に供与することができる施設」と規定

### ○センターと事業の違い

- センター、事業どちらも、通所利用の障がい児やその家族に対する支援を行うことは「共通」とし、
  - ・「センター」は、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設
  - ・「事業」は、専ら利用障がい児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場

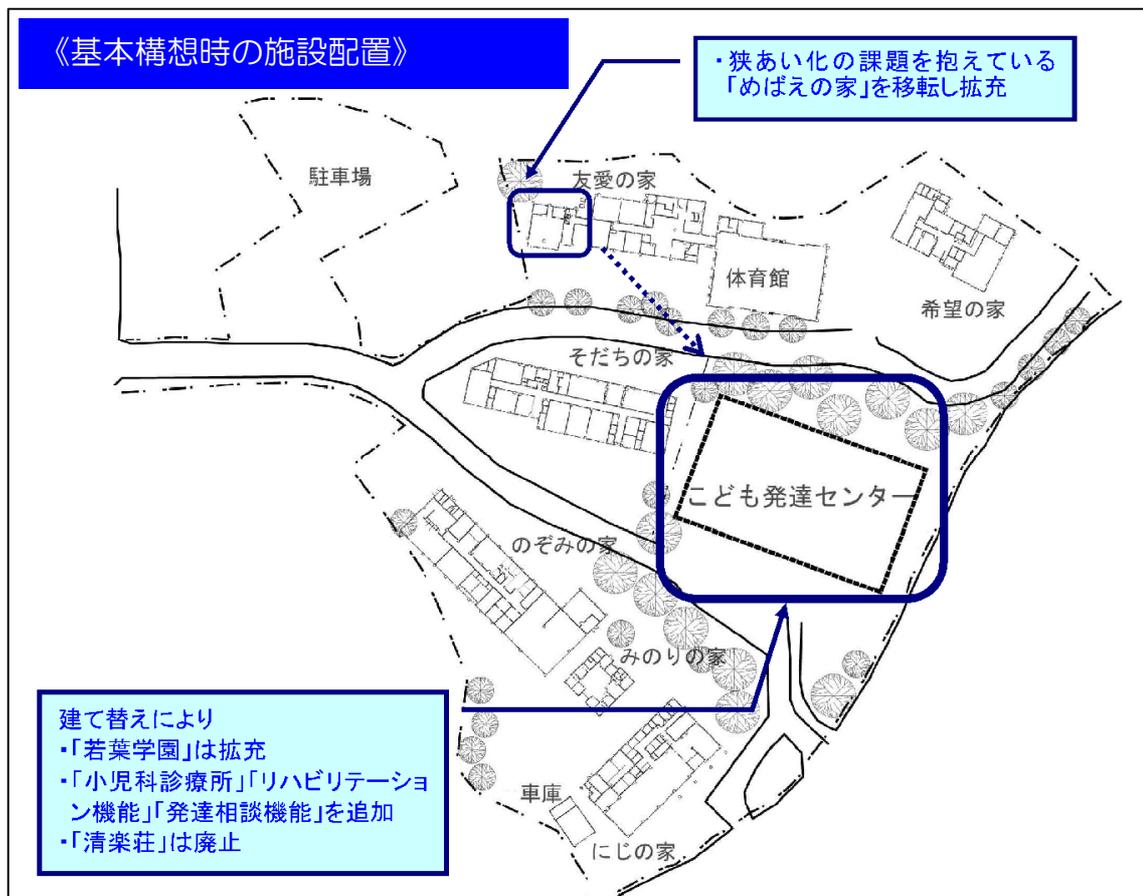


### 3 基本構想からの変更点

#### 3-1 施設配置

##### (1) 基本構想の施設配置の考え方

基本構想では、第1期事業として、若葉学園・清楽荘を取り壊し、清楽荘の機能を廃止し、その後若葉学園とめばえの家を移転・拡充し、緊急課題である発達障がい児支援強化として、「発達障がい専門相談機能」「小児科診療所」「リハビリ機能」を有する複合施設であるこども発達センターの整備が構想されてきました。



##### (2) 隣接地取得による現況変化

駐車場とめばえの家に隣接する用地を取得したことで、北側部分の一体的な利用が可能となりました。そこで、こども発達センター整備候補地を次の2か所とし再検討します。

###### 候補地1：現在の若葉学園・清楽荘での整備（基本構想時の整備予定地）

現在の若葉学園・清楽荘を解体後、跡地にこども発達センターを整備する。

###### 候補地2：新規取得地及び駐車場用地での整備

福祉の村の再編に活用するために取得した用地と隣接する駐車場にこども発達センターを整備する。

## ■ こども発達センターの整備候補地



### (3) こども発達センター整備候補地の比較検討

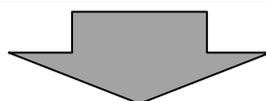
2つの候補地について、次の視点から比較検討します。

比較項目	比較の視点
①敷地規模	基本構想で想定されている延べ床面積約4,000 m <sup>2</sup> 及び3階建てに対して、風致地区の建ぺい率40%を考慮したときに必要な敷地面積が確保できるか。 想定必要敷地面積： $4,000 \text{ m}^2 \div 3 \text{階} \div 40\% = \text{約} 3,300 \text{ m}^2$
②敷地形状	施設整備や施設利用を考慮したときの敷地形状に問題が無いか。
③駐車場の確保	こども発達センター用の駐車場が確保できるか。
④屋外園庭の確保	若葉学園とめばえの家の機能として必要な屋外遊びの空間が確保できるか。
⑤整備時の仮移転	整備に当たって施設の仮移転が伴うか。

## ■ こども発達センターの整備候補地の比較

- ：大きな問題は無く対応可能である  
 △：一部問題はあるが施設整備等の工夫により対応できる可能性がある  
 ×：大きな問題があり対応不可能である

	候補地 1 (現在の若葉学園・清楽荘)	候補地 2 (新規取得地+駐車場用地)
①敷地規模	敷地面積が約 2,800 m <sup>2</sup> と想定され、基本構想で想定した施設規模を整備するために4階建とするか、ロータリー部を含めて対応する必要がある。 ロータリー部を活用した場合、バスの回転場の確保が必要となる。 ※風致地区の高さ規制である 15m以下とするためには4階以下が必要	敷地面積が約 3,900 m <sup>2</sup> であり、基本構想で想定した施設規模を3階建で整備することが可能である。 4階建とすれば、駐車場の確保等により有効に敷地を活用することができる。
	評価：△	評価：○
②敷地形状	隣接地を含め高低差も無く平坦であり施設整備や利用に問題はない。	敷地は高低差なく平坦であるが、道路面及び隣接地と高低差があり、施設計画上の工夫が必要である。
	評価：○	評価：△
③駐車場の確保	敷地面積が小さく敷地内での駐車場の確保が困難である。	敷地内で駐車場を確保することができる。4階建とすれば、より駐車場の確保が容易となる。
	評価：×	評価：○
④屋外園庭の確保	敷地面積が小さく屋外園庭空間の確保が難しい。屋上の活用など施設計画上の工夫が必要である。	駐車台数を少なくすることで、屋外園庭が確保できる。また、隣接するめばえの家の敷地の高低差を利用して確保することが可能である。
	評価：△	評価：○
⑤整備時の仮移転	若葉学園の仮移転が必要である。	仮移転なく施設整備が可能である。
	評価：×	評価：○



### 【整備位置】

2つの候補地を比較すると候補地2（新規取得地+駐車場用地）がこども発達センター整備地として、より望ましいと考えられる。

**候補地2（新規取得地+駐車場用地）に整備する。**

#### (4) 既存施設の活用

こども発達センター整備候補地の見直しにより、福祉の村全体の施設配置を見ながら、既存施設の活用について整理します。

##### ① めばえの家、友愛の家、若葉学園・清楽荘の建築物の活用

こども発達センター整備候補地2に隣接するめばえの家と友愛の家、候補地1の若葉学園・清楽荘について、建築物の概要は次のとおりです。

	面積	設置年月	構造
めばえの家	294 m <sup>2</sup>	S59年4月	RC造2階建
友愛の家	442 m <sup>2</sup>	S55年4月	RC造1階建
清楽荘	2,294 m <sup>2</sup>	S49年5月	RC造2階建
若葉学園		S55年4月	

めばえの家、友愛の家ともに延べ床面積が100 m<sup>2</sup>を超えており、また経過年数も概ね30年程度であることから、今後も適切な維持管理を図りながら、使用を継続することが望ましいと言えます。

また、若葉学園・清楽荘の建築物は、経過年数が概ね40年程度ですが、耐震診断上問題がなく、構造的には使用可能な状態です。

そこで、めばえの家、友愛の家の建築物は、必要な改修を行った上で、こども発達センターの一部として活用し、若葉学園・清楽荘の建築物は、必要な改修を行った上で、友愛の家の機能を移転整備します。

##### ② 体育館の活用

こども発達センターに隣接することから、今後は主に障がい児の屋内運動の場として活用します。

なお、休日等、こども発達センターの開館時間外には、主に障がい者スポーツでの使用を想定し、また、催し物の会場等集会が開催できる屋内施設としても活用します。

#### (5) 第1期事業の見直し

こども発達センター整備候補地の見直し及び既存施設の活用から、基本構想で位置づけた第1期事業を次のように見直します。また、これにより子どもを対象とする機能が集約する北側敷地部分（希望の家を除く）を「こどもゾーン」とします。

■ 施設配置（第1期事業）の見直し



### 3-2 こども発達センター機能の整理

基本構想では、こども発達センターについて3つの基本方針と5つの機能が位置づけられていました。

#### ■ 【基本構想】 こども発達センターの3つの基本方針

- ① 早期の発見、診断、療育
- ② 保護者も含めた包括的な支援
- ③ 地域療育の向上を目指した関係機関との連携強化

#### ■ 【基本構想】 こども発達センターの5つの機能

- ① (仮称) こども発達相談センター【こども発達センター相談部門】  
発達障がいについての医療相談や事後相談、保健所・保育園・幼稚園・学校など関係機関とのコーディネートを行う。
- ② (仮称) こども発達診療所【こども発達センター診療部門】  
主に軽度の発達障がいの診察・診断を行う。
- ③ (仮称) こども発達センター療育部門  
診療後の医師からの指示によるリハビリテーションや、保育園、幼稚園からの外来療育も行う。
- ④ めばえの家  
0～2歳児の母子通園型の福祉的な療育（児童デイサービス）を行う。
- ⑤ 若葉学園  
3～5歳児の母子分離型の福祉的な療育（知的障がい児通園施設）を行う。

#### (1) 機能の整理

基本構想に示した5つの機能を基本としつつ、児童福祉法の改正を踏まえ、めばえの家と若葉学園を一つの「療育機能」とし、児童福祉法上の「児童発達支援センター（福祉型）」に位置づけ、地域の中核的な療育支援施設とします。

この児童発達支援センターに求められる「地域支援」と基本構想時の機能「① こども発達相談センター【こども発達センター相談部門】」に位置づけられていた関係機関とのコーディネートや指導・支援の役割を一つの「地域支援機能」として整理します。

また、診療後の医師からの指示による個別のリハビリテーションを「医学的リハビリ」、児童発達支援センターにおいて集団で行われる福祉的な療育を「療育」として区分します。なお、医学的リハビリは診療機能の1つに位置づけません。

これにより、基本構想で示した5つの機能を、「相談機能」、「診療機能」、「療育機能」、「地域支援機能」の4つの機能に整理します。

## (2) 機関・施設の位置づけ

基本計画では、「機能」と「機能を担う機関（施設）」いわゆる「ソフト」と「ハード」それぞれについて整理を行う必要があります。

基本計画上、「機能」と「機能を担う機関（施設）」の違いを明確にするため、「機能を担う機関（施設）」を次のとおり表記します。

### ■ 機能と機能を担う機関（施設）

基本構想で示した機能	基本計画で整理した機能 【機能を担う機関（施設）】
(仮称)こども発達相談センター 【こども発達センター相談部門】	相談機能 【こども発達相談センター】
(仮称)こども発達診療所 【こども発達センター診療部門】	診療機能 【こども発達医療センター】
(仮称)こども発達センター 療育部門	診療機能（医学的リハビリ） 【こども発達医療センター】
めばえの家	療育機能 【児童発達支援センター】
若葉学園	
—	地域支援機能 【こども発達相談センター ／児童発達支援センター】

## 4 こども発達センターの位置づけ

### 4-1 利用可能範囲

岡崎市は、愛知県の障害福祉計画及び地域保健医療計画において、幸田町と同じ圏域（西三河南部東）に位置づけられ、障がい福祉・医療の面で岡崎市と幸田町は広域的な繋がりが求められています。また、既存の福祉の村も開所以来、多くの幸田町民に利用されています。

このようなことから、こども発達センターは幸田町民の利用も可能とします。

### 4-2 効果的なサービス提供

#### (1) 各機関との役割分担

こども発達センターと市内の各機関との役割分担を発達障がい及び知的障がいに関する支援段階（相談、発見・経過観察、医療、療育）で次のように整理します。

##### ① 相談

保護者からの初めの相談は、保健所や保育園・幼稚園、学校で日中生活上の相談に併せて行い、専門的な相談が必要とされた子どもを対象とする専門相談をこども発達相談センターで行います。

また、専門相談からのアドバイスを受け、継続的な相談も保健所や保育園・幼稚園、学校で行うとともに、こども発達相談センターがこれら機関を支援します。

#### ■ 相談の役割分担

機関名	内容
こども発達相談センター	○専門的な相談が必要と判断された子どもを対象とした専門相談 ○継続的な相談を受持つ機関への支援（地域支援）
保健所	○小児科医による成長・子育て相談（なんでも相談） ○2歳児発達相談 ○保健師による電話や面接による相談（通常の保健所業務）
保育園・幼稚園、学校 総合子育て支援センター	○日中生活上の相談に併せた相談 ○専門相談からアドバイスを受け日中生活上の相談と併せた継続相談
障がい児相談支援事業所	○基本相談 等

## ② 発見・経過観察

早期の発見、診断、療育の観点から、保健所における 1.6 歳・3 歳児健診等の定期健診を主要な発見契機とし、健診後のフォローが必要な子どもは保健所が訪問を行い、医療の必要性を判断しながら、小児科医（かかりつけ医等）やこども発達医療センターに繋がります。

保育園・幼稚園での就園時健診や定期健診、小学校の就学時健診や健康診断も発見の役割を担います。

また、こども発達相談センターで行う地域支援（巡回支援）に併せ、気になる子の発見（ピックアップ）を行います。

経過観察として、1.6 歳児健診で経過観察が必要な子どもは、ひよこの会（保健所）にて医師等の観察や指導を受けた後、スワンの会（総合子育て支援センター）へ繋げ、サポートを行います。

また、岡崎げんき館（保健所）で開催される「ぷち（岡崎げんき館市民会議 NPO 法人子どもの発達を支援する会きらら他）」も要指導レベルの子どもを支援します。

### ■ 発見の役割分担

機関名	内容
こども発達相談センター	○地域支援（巡回支援）に併せ、気になる子の発見
保健所	○1.6 歳児健診、2 歳児発達相談、3 歳児健診時
保育園・幼稚園	○就園時健診、定期健診時
学校	○就学時健診（就学指導委員会）、健康診断時
かかりつけ医・発達フォロー協力医	○診療時等での気になる子の発見

### ■ 経過観察の役割分担

機関名	内容
保健所	○要フォロー児訪問 ○ひよこの会（対象：1.6 歳児健診で要観察・要精検とされた言語発達遅滞児、6 回/1 クール・3 か月）
総合子育て支援センター	○スワンの会（対象：ひよこの会に参加した未就園児、2 回/月）
岡崎げんき館市民会議 （NPO 法人子どもの発達を支援する会きらら他）	○ぷち（対象：主に 1.6 歳児健診で要指導とされた未就園児）

### ③ 医療

こども発達医療センターは発達障がい児・知的障がい児を対象とし、肢体不自由児及び重症心身障がい児を対象とする第二青い鳥学園との機能分担を図ります。

MRI 等による精密検査は、設備の整っている岡崎市民病院で行い、こども発達医療センターに新たな検査設備は設けません。

また、こども発達医療センターでの診察後の継続的な診察は、かかりつけ医等のサポートも想定しています。

#### ■ 医療の役割分担

機関名	内容
こども発達医療センター	○専門的な医療（診断）が必要と判断された子ども（発達障がい・知的障がい）を対象とした診察・診断 ○必要に応じて医学的リハビリの実施
かかりつけ医 発達フォロー協力医	○地域での継続的な診察
岡崎市民病院	○MRI 等による精密検査
第二青い鳥学園	○肢体不自由児及び重症心身障がい児への医療

### ④ 療育

児童発達支援センターでは、発達障がい児・知的障がい児を対象に必要な応じた療育（親子通所・単独通所）を行い、肢体不自由児及び重症心身障がい児を対象とする第二青い鳥学園との機能分担を図ります。

また、全ての対象児を児童発達支援センターで療育するのではなく、地域でも療育が担えるよう、こども発達相談センターは民間児童発達支援事業所の人材育成に取り組めます。なお、子どもの状況により、必要に応じて児童発達支援センターと保育園との併用も想定しています。

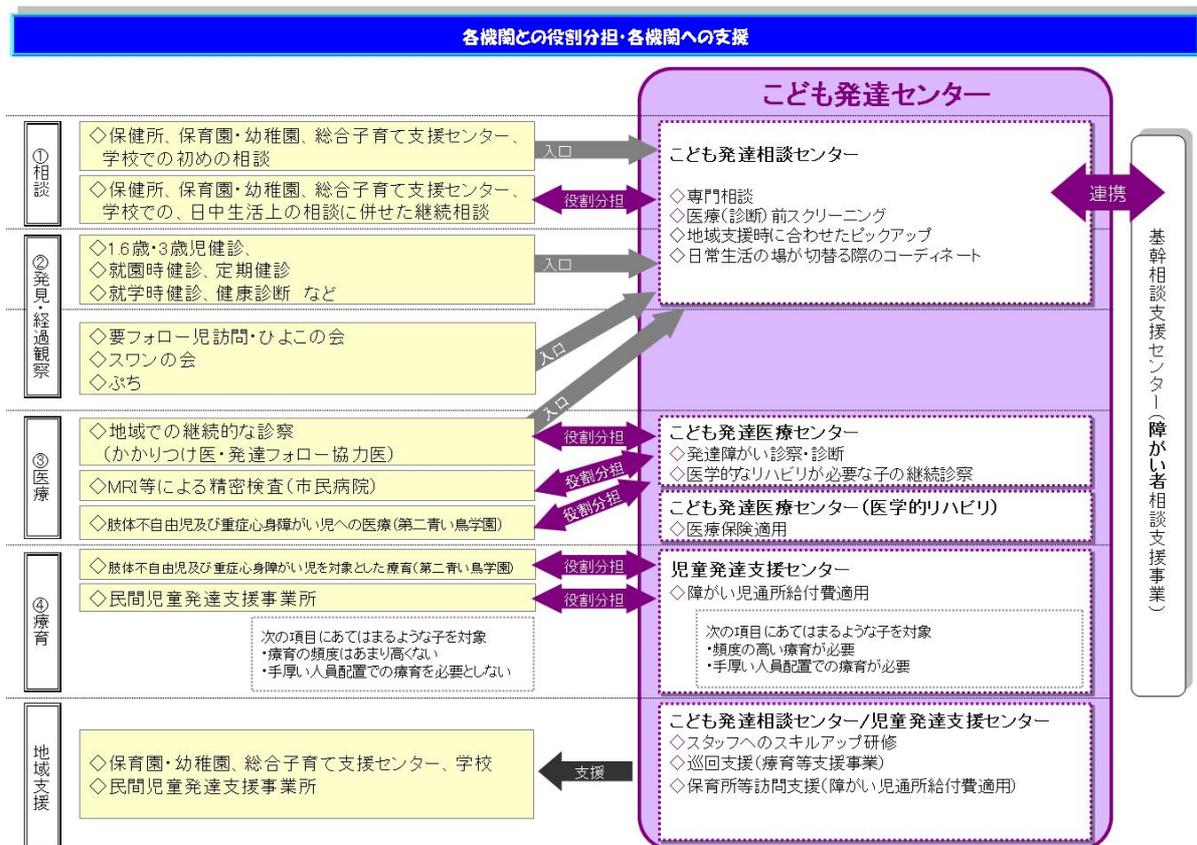
#### ■ 療育の役割分担

機関名	内容
児童発達支援センター	○発達障がい児・知的障がい児を対象とした療育
第二青い鳥学園	○肢体不自由児及び重症心身障がい児を対象とした療育
民間児童発達支援事業所	○3障がい児を対象とした療育

## (2) 各機関への支援

地域支援として、こども発達相談センターでは、相談、発見・経過観察、医療、療育の各段階で役割を担う機関を支援するため、スタッフへのスキルアップ研修や各機関に出向いての療育指導等を行います。

## ■ 各機関との役割分担・各機関への支援イメージ



### (3) スクリーニングによる受診・相談待機期間延伸の防止

発達障がい及び知的障がいに関する相談は、窓口を一本化すると、1か所に相談が集中し相談窓口の処理能力を超え、相談しにくいという問題が想定されます。こうしたことから、現在、身近に行われている各所での相談を1次スクリーニングとして維持しつつ、2次、3次と段階的なスクリーニングの実施により、専門的(医学的)な相談や診断が必要な子どもの絞り込みを行います。

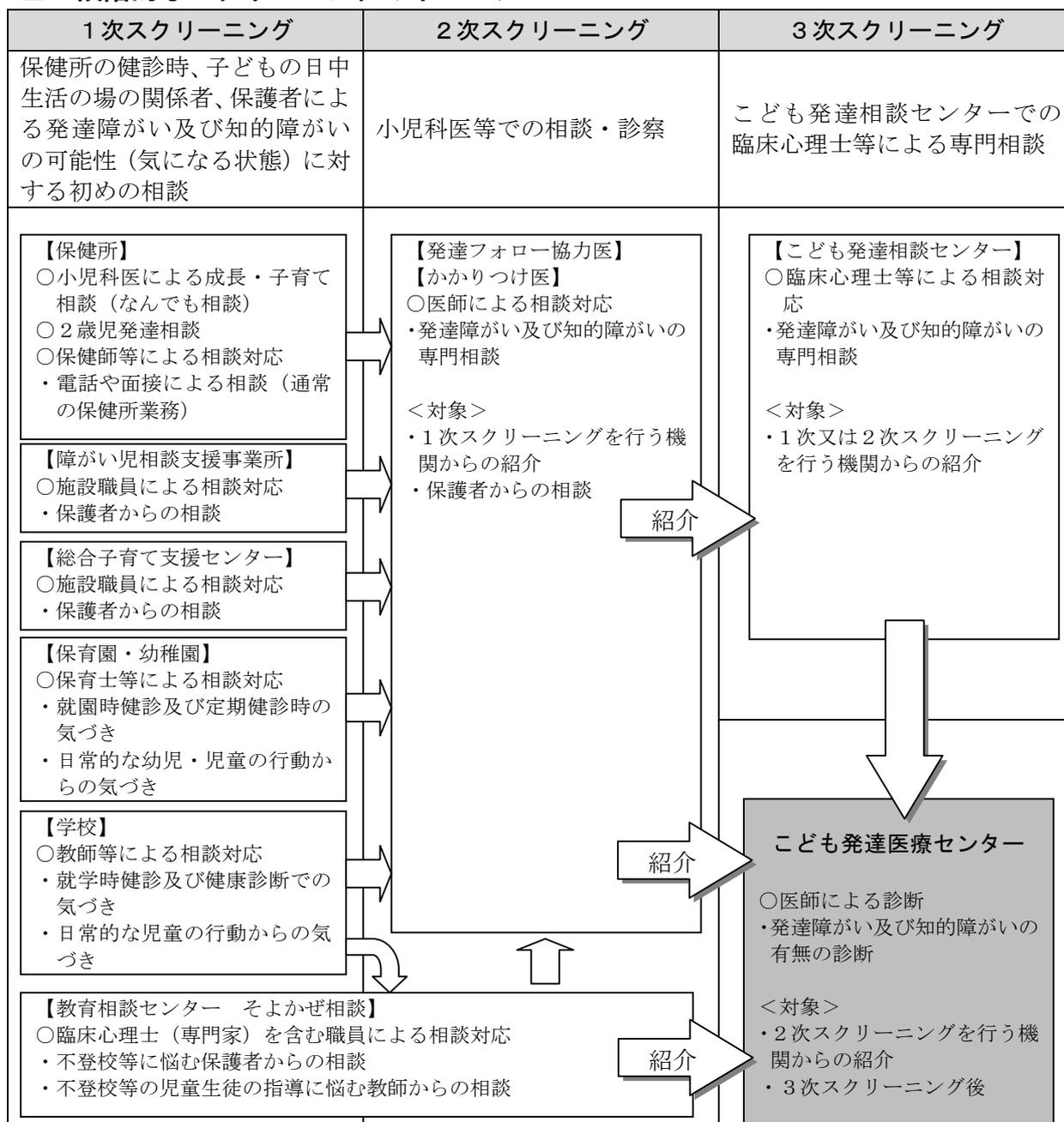
1次スクリーニングは、発達障がい及び知的障がいの可能性(気になる状態)に対する初めの相談として、保健所の健診時や保育園・幼稚園等子どもの日中生活の場で、保護者等が保健師や保育士等へ相談することを想定します。

2次スクリーニングは、1次スクリーニングの結果さらに専門的な相談が必要と判断された子どもについて、1次スクリーニング機関からの紹介による、小児科医(かかりつけ医)等への相談を想定します。

3次スクリーニングは、2次スクリーニングの結果さらに専門的な相談・診断が必要と判断された子どもについて、2次スクリーニング機関からの紹介による、子ども発達相談センターでの専門相談を想定します。

1次スクリーニング機関が直接、子ども発達センターを紹介する場合も、3次スクリーニングである子ども発達相談センターの専門相談を経由し、子ども発達医療センターを受診します。

## ■ 段階的なスクリーニングのイメージ



#### (4) ライフステージに沿った相談支援体制

発達障がい及び知的障がいに関する相談は、ライフステージによって相談内容が異なります。ただし、過去の対応履歴を参考にすることで、よりの確に対応できることも考えられます。そのため、相談情報を共有する仕組みを構築し、一人ひとりの状況に応じた支援体制を整備します。

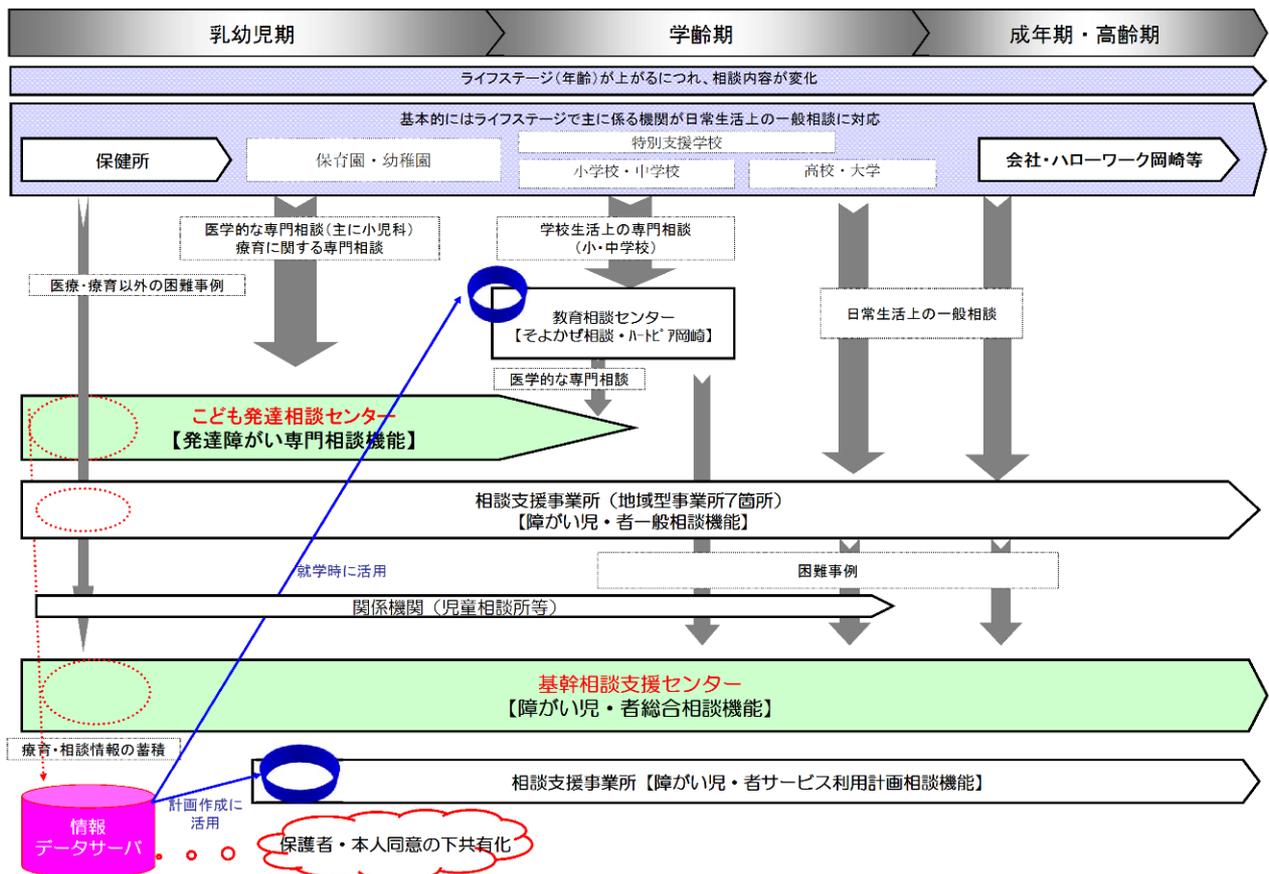
乳幼児期の相談は、医療・療育に関することが主体となるため、こども発達相談センターが基幹的な役割を担います。なお、家庭問題など医療・療育以外の相談に関しては、相談内容に応じて児童相談所や基幹相談支援センターが基幹的な役割を担います。

学齢期（小・中学校）の相談は、年齢とともに学校生活や思春期特有の相談が主体となるため、学校等の日中生活の場で保護者等が保健師や教員等へ相談することを想定します。また、その支援機関は、教育相談センターや地域の相談支援事業所を想定します。

教育相談センターや地域の相談支援事業所で困難事例と判断された相談は、基幹相談支援センターで対応します。

ライフステージ（相談内容）によって、こども発達相談センターと基幹相談支援センターが基幹的役割を分担することになりますが、本人又は保護者の同意の下、相談履歴等の情報をデータサーバに蓄積し、子どもの年齢や利用する施設に関わらず、一貫してスムーズな情報共有が図れるようシステムを構築し、関係施設を含めて連携を図ります。

#### ■ ライフステージに沿った相談支援体制



### 4-3 導入サービス

3-2で位置づけた4つの機能に導入するサービスは次のとおりです。

機能	機関	対象	サービス	法令での位置づけ
相談機能	こども発達相談センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1次・2次スクリーニングを経て、専門的な相談が必要と判断された子どもの保護者</li> <li>・保育園・幼稚園等から紹介を受けた「気になる子」の保護者</li> </ul>	専門相談 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療（診断）前スクリーニング</li> <li>・日常生活が切り替わる際のコーディネート</li> </ul>	なし
診療機能	こども発達医療センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども発達相談センターで、発達専門医による診察・診断が必要と判断された子ども</li> <li>・セカンドオピニオンへの対応</li> </ul>	発達障がい及び知的障がいの診察・診断（小児科又は小児神経科） <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がい又は知的障がいの疑いのある子どもの診察・診断及び今後の方針等についてのアドバイス</li> <li>・発達障がいと診断された子どもの継続診察</li> <li>・セカンドオピニオンへの対応</li> </ul> ※医療保険適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法による診療所</li> <li>※診療所として必要な設備や動線分離が必要</li> </ul>
診療機能 (医学的リハビリ)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども発達医療センターの医師が、医学的リハビリテーションが必要と判断した、発達障がい児及び知的障がい児</li> </ul>	医学的リハビリテーション <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の指示のもと、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士による医学的リハビリテーションを実施</li> </ul> ※医療保険適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法による診療所</li> <li>※診療所として必要な設備や動線分離が必要</li> </ul>
療育機能	児童発達支援センター (親子通所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主に発達障がい児や知的障がい児とその保護者</li> <li>※年齢が主に0～2歳児（3歳でも親子通所が必要な子どもには対応）</li> </ul>	親子通所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通所児とその保護者への児童発達支援センターで行う児童発達支援</li> </ul> ※障がい児通所給付費適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法による児童発達支援センター（福祉型）</li> </ul>
	児童発達支援センター (単独通所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主に発達障がい児や知的障がい児</li> <li>※年齢が主に3～5歳児</li> </ul>	単独通所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通園バス等による送迎</li> <li>・通所児への児童発達支援センターで行う児童発達支援</li> </ul> ※障がい児通所給付費適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法による児童発達支援センター（福祉型）</li> </ul>

機能	機関	対象	サービス	法令での位置づけ
地域支援機能	こども発達相談センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で障がい児の日中生活を担当する保育士や教員等</li> </ul>	発達障がい及び知的障がいに関する支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者からの初めの相談という視点から、保育士や教員への指導、民間の障がい児施設の担当者へのスキルアップのための研修、学習等</li> </ul>	なし
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がい児及び知的障がい児を預かる保育園・幼稚園等のスタッフや保護者</li> </ul>	巡回支援（療育等支援事業） <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がい及び知的障がいに関する知識を有する専門員が市内の保育園・幼稚園等の施設を巡回し、スタッフや保護者からの相談に対応</li> <li>・障がいの早期発見、対応のための助言</li> <li>・気になる子の発見（ピックアップ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者自立支援法の地域生活支援事業</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般市民</li> <li>・発達障がい児及び知的障がい児を預かる保育園・幼稚園等のスタッフや保護者</li> </ul>	発達障がい及び知的障がい理解啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がい及び知的障がいに対する地域の理解を深めるための情報発信等</li> </ul>	なし
	児童発達支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児通所支援の利用が必要であると判断された子ども</li> <li>※主に発達障がい児及び知的障がい児</li> </ul>	障がい児相談支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児支援利用計画の作成</li> <li>・作成した障がい児支援利用計画の一定期間ごとの見直し</li> </ul> ※障がい児相談支援給付費適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法による児童発達支援センター（福祉型）</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者証を有し、保育園・幼稚園等に通園する子ども</li> <li>※対象は、特定の障がい児</li> </ul>	保育所等訪問支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園・幼稚園等の施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等</li> </ul> ※障がい児通所給付費適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法による児童発達支援センター（福祉型）</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がい児や知的障がい児の保護者</li> </ul>	ペアレントメンターへの相談 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペアレントメンターによる相談、情報提供等を行う場を提供</li> </ul>	なし

## 5 こども発達センター運営計画

### 5-1 提供するサービス内容

こども発達センターの各施設が実施するサービスは次のとおりです。

#### (1) こども発達相談センター

サービス	サービス概要
専門相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療（診断）前スクリーニング</li> <li>・日常生活が切り替わる際のコーディネート</li> </ul>
巡回支援 (療育等支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がい及び知的障がいに関する知識を有する専門員が市内の保育園・幼稚園等の施設を巡回し、スタッフや保護者からの相談に対応</li> <li>・障がいの早期発見、対応のための助言</li> <li>・気になる子の発見（ピックアップ）</li> </ul>
発達障がい及び知的障がい理解啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がい及び知的障がいに対する地域の理解を深めるための情報発信等</li> </ul>
発達障がい及び知的障がいに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者からの初めの相談という視点から、保育士や教員への指導、民間の障がい児施設の担当者へのスキルアップのための研修、学習等</li> </ul>

#### (2) こども発達医療センター

サービス	サービス概要
発達障がい及び知的障がいの診察・診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がい又は知的障がいの疑いのある子どもの診察・診断及び今後の方針等についてのアドバイス</li> <li>・発達障がいと診断された子どもの継続診察</li> <li>・セカンドオピニオンへの対応</li> </ul>
医学的リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の指示のもと、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士による医学的リハビリテーションを実施</li> </ul>

### (3) 児童発達支援センター

サービス	サービス概要
共通	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 通所児が保育園・幼稚園等へ就園、就学する際の連絡調整</li><li>・ 給食の提供</li><li>・ 通所支援計画の作成</li></ul>
親子通所	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 通所児とその保護者への児童発達支援センターで行う児童発達支援（日常生活や集団生活に必要な知識・技能を修得するための指導・訓練を実施する。）</li></ul>
単独通所	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 通園バス等による送迎</li><li>・ 通所児への児童発達支援センターで行う児童発達支援</li></ul>
保育所等訪問支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保育園・幼稚園等の施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等</li></ul>
障がい児相談支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障がい児支援利用計画の作成</li><li>・ 作成した障がい児支援利用計画の一定期間ごとの見直し</li></ul>
ペアレントメンターへの相談	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ペアレントメンターによる相談、情報提供等を行う場を提供</li></ul>

## 5-2 利用対象

こども発達センター各施設の利用対象をまとめると次のようになります。

### (1) こども発達相談センター

サービス	利用対象
専門相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1次・2次スクリーニングを経て、専門的な相談が必要と判断された子どもの保護者</li> <li>・ 保育園・幼稚園等から紹介を受けた「気になる子」の保護者</li> </ul>
巡回支援 (療育等支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達障がい児及び知的障がい児を預かる保育園・幼稚園等のスタッフや保護者</li> </ul>
発達障がい及び知的障がい理解啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般市民</li> <li>・ 発達障がい児及び知的障がい児を預かる保育園・幼稚園等のスタッフや保護者</li> </ul>
発達障がい及び知的障がいに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域で障がい児の日中生活を担当する保育士や教員等</li> </ul>

### (2) こども発達医療センター

サービス	利用対象
発達障がい及び知的障がいの診察・診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こども発達相談センターで、発達専門医による診察・診断が必要と判断された子ども</li> <li>・ セカンドオピニオンへの対応</li> </ul>
医学的リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こども発達医療センターの医師が、医学的リハビリテーションが必要と判断した、発達障がい児及び知的障がい児</li> </ul>

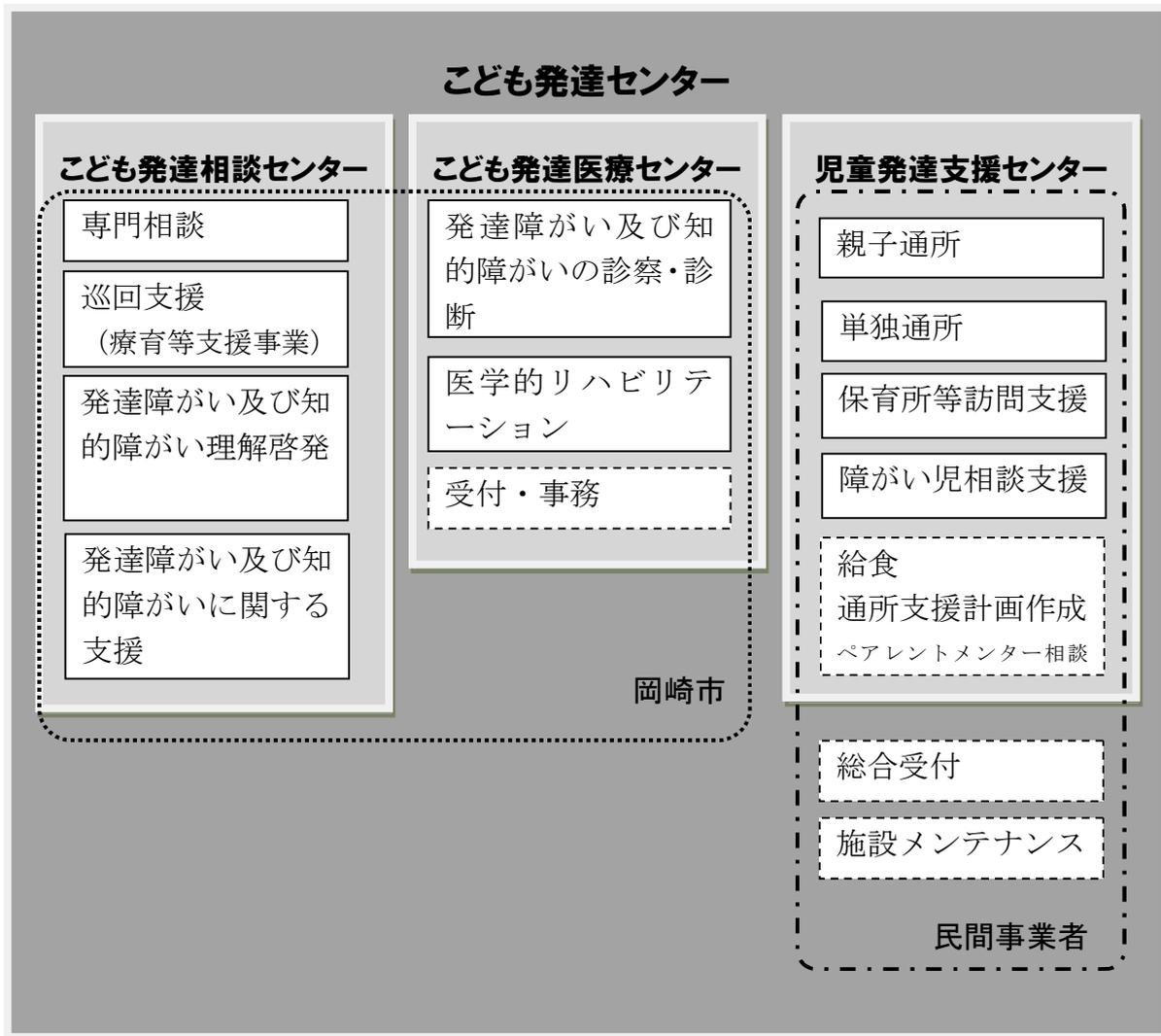
### (3) 児童発達支援センター

サービス	利用対象
親子通所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主に発達障がい児や知的障がい児とその保護者</li> <li>＊年齢が主に0～2歳児(3歳でも親子通所が必要な子どもには対応)</li> </ul>
単独通所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主に発達障がい児や知的障がい児</li> <li>＊年齢が主に3～5歳児</li> </ul>
保育所等訪問支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受給者証を有し、保育園・幼稚園等に通園する子ども</li> </ul>
障がい児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい児通所支援の利用が必要であると判断された子ども</li> </ul>
ペアレントメンターへの相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達障がい児や知的障がい児の保護者</li> </ul>

### 5-3 組織体系

岡崎市民病院と連携し、運営するこども発達医療センター及び専門性・継続性が求められ、市内の相談機関や学校との連携が必要となるこども発達相談センターは、市が直営で運営します。

また、児童発達支援センターは、民間事業者のノウハウを活かした運営が可能であるため、民間事業者による運営を想定します。



## 5-4 人員配置の想定

各施設の事業内容から、必要な職員の職種及び人員数は次のように算定され、職員数は90名程度となります。

施設	サービス	職員種類	員数	備考	
こども発達相談センター	専門相談	・医療(診断)前スクリーニング	医師	0	診察機能兼務
		・日常生活が切り替わる際のコーディネート	保健師/看護師	3	
	障がい児理解啓発、支援	・相談者からの初めの相談という視点から、保育士や教員、民間の障がい児施設の担当者へのスキルアップのための研修、学習等 ・発達障がい及び知的障がいに対する地域の理解を深めるための情報発信等	保育士/指導員	1	
			CP(臨床心理士)	4	
			PSW(精神保健福祉士)	3	
			SW(社会福祉士)	1	
			ST(言語聴覚士)	1	
			保健師/看護師	0	専門相談機能兼務
	巡回支援	・発達障がい及び知的障がいに関する知識を有する専門員が市内の保育園・幼稚園等の施設を巡回し、スタッフや保護者からの相談対応 ・障がいの早期発見、対応のための助言 ・気になる子の発見(ピックアップ)	CP(臨床心理士)	0	専門相談機能兼務
			PSW(精神保健福祉士)	0	専門相談機能兼務
保育士/指導員			3		
SW(社会福祉士)			0	専門相談機能兼務	
	小計	事務職員	1		
		保健師/看護師	1		
		保育士/指導員	1		
			19		
こども発達医療センター	診察・診断	・発達障がい又は知的障がいの疑いのある子どもの診察・診断及び今後の方針等についてのアドバイス	医師	3	代務もありうる
		・発達障がいと診断された子どもの継続診察	保健師/看護師	3	
		・セカンドオピニオンへの対応	CP(臨床心理士)	1	
	医学的リハビリテーション	・医師の指示のもと、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士による医学的リハビリテーションを実施	CP(臨床心理士)	3	
			OT(作業療法士)	2	
受付・事務	・一般事務職(医療情報管理) ・医療費請求事務	ST(言語聴覚士)	3		
		保健師/看護師	0	診察機能兼務	
	小計	事務職員	1		
		事務職員	2		
			18		
児童発達支援センター	親子通所	・通所児とその保護者への児童発達支援センターで行う児童発達支援(主に0歳～2歳)	保育士/指導員	16	
			CP/OT/ST/看護師	0	保育所等訪問支援兼務
	単独通所	・児童発達支援センターで行う児童発達支援(主に3歳～5歳)	保育士/指導員	11	
			CP/OT/ST/看護師	0	保育所等訪問支援兼務
			業務員/運転手	3	
	保育所等訪問支援	・保育園・幼稚園等の施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等	CP(臨床心理士)	1	
			OT/ST/看護師	2	
	障がい児相談支援	・障がい児支援利用計画の作成 ・作成した障がい児支援利用計画の一定期間ごとの見直し	保育士/指導員	0	親子・単独通所兼務
			相談支援専門員	6	
	事業全般	・児童発達支援センターで行う児童発達支援の運営、精度管理、給食の提供 ・ペアレントメンターによる相談、情報提供等を行う場を提供	保育士(管理者)	1	
児童発達支援管理責任者			2		
医師			0	診察機能兼務	
事務職員			1		
栄養士			1		
	業務員/給食調理員	3			
	小計		47		
施設維持機能	・総合管理 ・一般事務 ・託児室 ・総合受付 ・施設メンテナンス	事務職員	1	こどもゾーン統括	
		事務職員	1		
		事務職員	0	一般事務兼務	
		事務職員	2		
		事務職員	2		
	小計		6		
	合計		90		

## 6 こども発達センター施設計画

### 6-1 こども発達センター施設整備の考え方

#### (1) こども発達センターの整備方針

施設	整備方針及び主要諸室等
全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段差を無くし、バリアフリーに配慮した施設とする。</li> <li>・各施設利用者の動線の交錯に配慮する。</li> <li>・IT機器の導入により利用記録等の電子化を図り、他施設との情報ネットワークの構築を図る。</li> <li>・子どもの利用に配慮した施設計画とする。</li> <li>・子どもの施設外への飛び出し防止に配慮する。</li> <li>・旧友愛の家・めばえの家の建物を、こども発達センターの一部として活用する。</li> </ul>
こども発達相談センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者のプライバシーに配慮する。</li> </ul> <p>(主要諸室等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門相談に対応する相談室 等</li> </ul>
こども発達医療センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども発達医療センター及びこども発達相談センターを管理する機能を置く。</li> <li>・こども発達医療センターのエントランスは他施設のエントランスと別に設ける。</li> <li>・診察機能、医学的リハビリ機能を配置する。</li> </ul> <p>(主要諸室等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・診察室、処置室その他医療法による診療所として必要な諸室</li> <li>・医学的リハビリを行う各種療法室</li> <li>・2施設の管理機能を持つ事務室 等</li> </ul>
児童発達支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主に発達障がい児や知的障がい児に対応する。</li> <li>・子どもの状態や年齢にあわせ、通所形態を親子通所または単独通所とし、親子通所は主に自家用車、単独通所は通園バスにより通所する。</li> <li>・アプローチは、通所形態の違いに配慮し、親子通所は駐車場、単独通所は通園バス乗降所からの動線を考慮して設ける。</li> <li>・定員は、親子通所を50名、単独通所を35名(将来的には50名を想定)とし、定員の1.2倍程度まで対応可能な施設規模とする。</li> <li>・雨に濡れないようなアプローチのしつらえや、下足入れを居室に隣接させるなど、体温調節が困難な子どもの施設利用に配慮する。</li> </ul> <p>(主要諸室等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親子通所及び単独通所の訓練室、相談室等</li> <li>・通所する子どもとその保護者及び職員のための給食調理室</li> </ul>
共用部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の利便性を考慮し、託児室や授乳室等の設備を設置する。</li> <li>・子どもの利用を考慮し、子ども用の便所や手すりを設置する。</li> <li>・情報発信(ライブラリー機能)を兼ねたフリースペースを設置する。</li> </ul>

## (2) 新規施設及び既存施設における居室配置の考え方

こども発達センターは、整備候補地2に新築する部分（以下「新規施設」という。）及び既存のめばえの家、友愛の家の建築物（以下「既存施設」という。）により構成された施設となります。

新規施設と既存施設への機能配置は、障がい児及びその保護者の利便性を考慮し、子どもが利用する部分を新規施設にまとめて配置し、会議室等、子どもの利用が想定されない居室を既存施設に配置します。

なお、児童発達支援センターの単独通所は、開所当初の定員を35名と想定していますが、将来的なニーズの増大に備え、親子通所と同数の50名まで対応できるように施設の規模設定を行い、増加分として約15名分の居室を設けるスペースを既存施設側に確保します。

## (3) こども発達センターのゾーニング及び動線計画

こども発達センターの各施設は、次のような考え方でゾーニング及び動線を計画します。

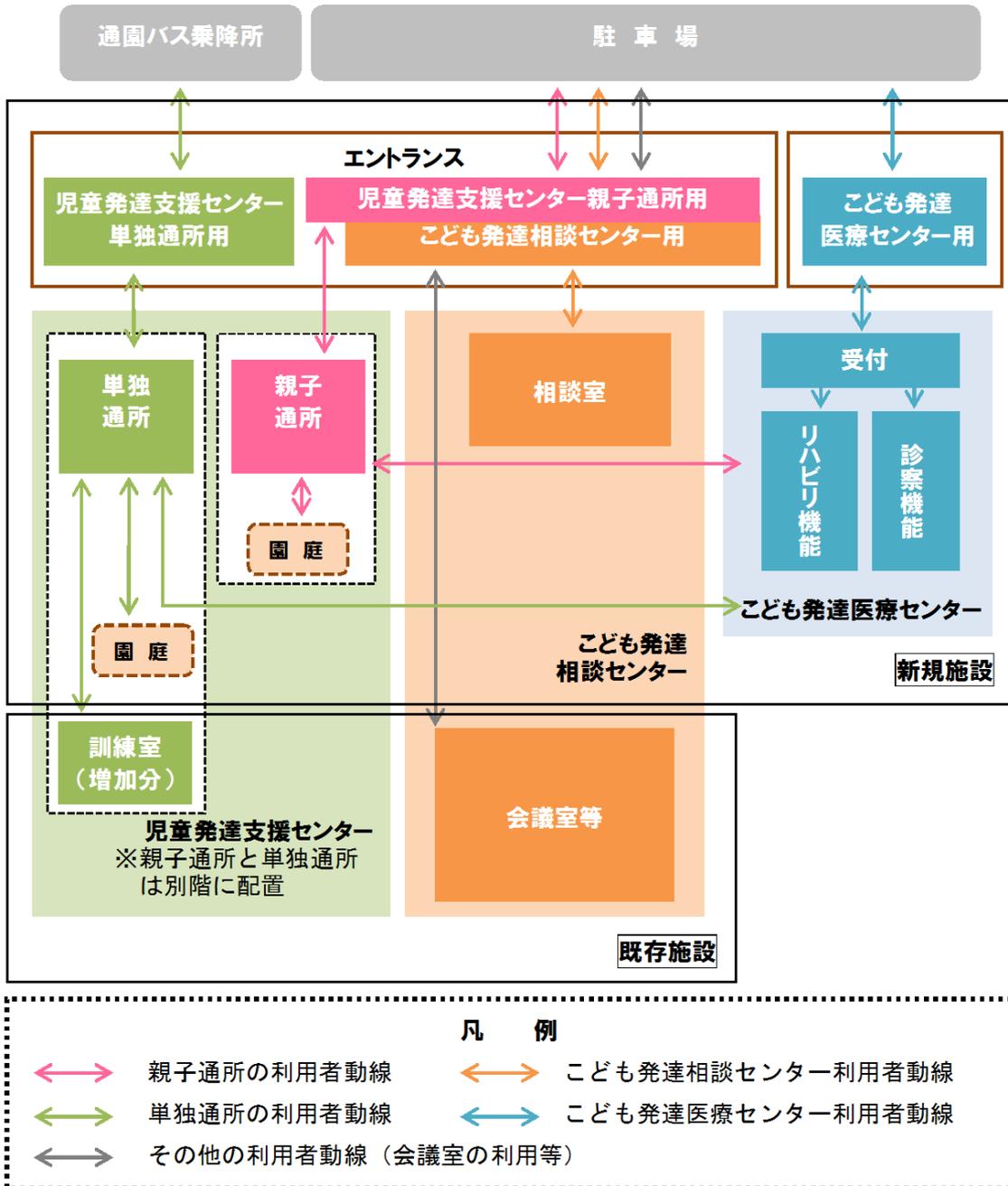
- ・利用者用駐車場からアプローチしやすい位置に児童発達支援センター（親子通所）を配置する。
- ・通園バスの乗降所からアプローチしやすい位置に児童発達支援センター（単独通所）を配置する。
- ・こども発達医療センター、児童発達支援センター（親子通所）、児童発達支援センター（単独通所）のエントランスは分離して設ける。
- ・プライバシーに配慮するため、児童発達支援センター（親子通所）と児童発達支援センター（単独通所）のゾーンを極力分離し、動線の交錯を避ける。

## (4) 各施設の開館日

こども発達センターの各施設は、利用者の利便性を考慮し、土曜日の開館も想定します。また、体育館以外にも施設の一部を開館時間以外に利用できる開放スペースとすることも検討します。

## ■ ゾーニング及び動線計画図

以上の検討を踏まえ、ゾーニング及び動線計画をまとめると次のようになります。



## (4) こども発達センターの施設規模

### ① 新規施設の施設規模

新規施設に導入する各施設の必要諸室及び面積は、次のように想定し、施設の延べ床面積は約3,700㎡となります。

#### ■ 施設規模（新設施設）

施設	サービス	諸室名称	室数	面積(㎡)	備考	参照	
こども発達相談センター		相談室	3	54.0	4.5㎡/人、同時使用を4名と見て18㎡/室	設計資料集成より（一般事務4.5～7㎡/人）	
		事務室	1	85.5	4.5㎡/人×19名	設計資料集成より（一般事務4.5～7㎡/人）	
		小計		139.5			
こども発達医療センター	診察・診断	受付・待合室	1	23.0	1室23㎡	基本構想・ドクター案より	
		事務室	1	13.5	4.5㎡×3人	設計資料集成より（一般事務4.5～7㎡/人）	
		診察室	3	54.0	1室18㎡		
		処置室	3	54.0	1室18㎡		
		行動観察面談室	2	120.0	1室60㎡		
		医局	1	49.0	7㎡×7人 ※更衣室等を含む	設計資料集成より（一般事務4.5～7㎡/人）	
		小計		313.5			
	医学的リハビリ	作業療法室	8	128.0	1室16㎡、医療スタッフ1人につき1室		
		言語療法室					
		心理療法室					
		療法士室					
		器材室	3	60.0	1室20㎡		
		会議室	1	50.0	20名程度・ロの字型会議室（2人掛）	設計資料集成より	
		小計		274.0			
児童発達支援センター	＜単独通所＞ （定員35名） ※将来的に50名まで対応 ※増加分は既存施設で対応	指導室	5	123.5	2.47㎡/人×10人=24.7㎡/室 ※同時使用は7名とし7室設置	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 指導訓練室2.47㎡/人以上、1室10名まで	
		訓練室	1	24.7	2.47㎡/人×10人	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 指導訓練室2.47㎡/人以上、1室10名まで	
		遊戯室	1	82.5	1.65㎡/人×50人=82.5㎡	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 遊戯室 1.65㎡/人以上	
		相談室・観察室	3	63.0	相談室：4.5㎡/人、同時使用を4名と見て18㎡/室、2室設置 観察室：相談室の1.5倍程度と見て27㎡、1室設置	設計資料集成より（一般事務4.5～7㎡/人）	
		リハビリ室	1	18.0	診療所の作業療法室等と同値。親子通園と兼用。		
		給食室	1	116.0	六ツ美北保育園と同規模と想定		
		配膳室	1	34.0	現行の若葉学園配膳室と同値		
		事務室	1	63.0	4.5㎡/人×14人	設計資料集成より（一般事務4.5～7㎡/人）	
		医務室	1	10.0	現行の若葉学園と同値		
		静養室	1	28.0	現行の若葉学園と同値		
		シャワー室	1	3.0	現行の若葉学園と同値		
		小計		565.7			
		＜親子通所＞ （定員50名）	ブレイルーム（指導室）	7	345.8	2.47㎡/人×20人（親子）=49.4㎡/室 ※同時使用は14名（親子）とし7室設置	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 指導訓練室2.47㎡/人以上、1室10名まで
			言語訓練室	1	18.0	個別訓練を想定。相談室と同等の面積を計上	設計資料集成より（一般事務4.5～7㎡/人）
	訓練室		1	50.0	2.47㎡/人×20人（親子）	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 指導訓練室2.47㎡/人以上、1室10名まで	
	オープンスペース（遊戯室）		1	165.0	1.65㎡/人×100人（親子）	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 遊戯室 1.65㎡/人以上	
	相談室		3	45.0	4.5㎡/人、15㎡/室	設計資料集成より（一般事務4.5～7㎡/人）	
	配膳室		1	34.0	現行の若葉学園配膳室と同値		
	事務室		1	67.5	4.5㎡/人×15人	設計資料集成より（一般事務4.5～7㎡/人）	
	控室		1	11.0	現行のめばえの家と同値		
	シャワー室		1	3.0	現行の若葉学園と同値		
	湯沸室		1	5.0	現行のめばえの家と同値		
	授乳室		1	14.0	現行のめばえの家と同値		
	小計			758.3			
	保育所等訪問支援		事務室	1	13.5	4.5㎡/人×3名	設計資料集成より（一般事務4.5～7㎡/人）
			小計		13.5		
	障がい児相談支援	相談室	2	30.0	4.5㎡/人、15㎡/室	設計資料集成より（一般事務4.5～7㎡/人）	
		事務室	1	27.0	4.5㎡/人×6名	設計資料集成より（一般事務4.5～7㎡/人）	
	事業全般	事務室	1	36.0	4.5㎡/人×8名	設計資料集成より（一般事務4.5～7㎡/人）	
		会議室	1	40.0	16名程度・ロの字型会議室（2人掛）	設計資料集成より算出	
施設維持	事務室	1	27.0	4.5㎡/人×6名	設計資料集成より（一般事務4.5～7㎡/人）		
共用部分	便所・玄関・廊下等・エントランスホール等		1,483.0	延べ床面積の40%程度と想定	便所にはおむつ替えスペースを設置する。 玄関に通園バス乗降のための車寄せを設ける。 屋外又は屋上に設置		
その他	園庭（水遊び場を含む）		-				
	合計			3,707.5			

## ② 既存施設の施設規模

既存施設の施設規模は、現状のめばえの家と友愛の家の床面積の合計値（700㎡程度）となります。配置する各施設の必要諸室及び面積は、次のように想定します。

### ■ 施設規模（既存施設）

施設	サービス	諸室名称	室数	面積(㎡)	備考	参照
子ども発達相談センター		会議室	3	150.0	20名程度・ロの字型会議室（2人掛）	設計資料集成より
		研修室	1	120.0	50名程度・スクール型会議室（2人掛）	設計資料集成より
		小計		270.0		
支援発達センター	≪単独通所≫ (定員35名) ※将来的に50名まで対応	指導室（将来的な増加分）	2	49.4	2.47㎡/人×10人=24.7㎡/室 ※同時使用は7名とし7室設置	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 指導訓練室2.47㎡/人以上、1室10名まで
		小計		49.4		
共用部分		便所・玄関・廊下等・エントランスホール等		380.0	延べ床面積の40%程度と想定	
合計				699.4	現状のめばえの家、友愛の家の延べ床面積の合計	

## ③ 駐車場の必要規模の検討

駐車場の必要規模の算定に当たっては、施設利用者が利用する駐車場を確保するものとします。職員用駐車場は考慮せず、別途、福祉の村の敷地外等での確保を検討します。

	算定の考え方	必要駐車台数
子ども発達相談センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談室が3室であり、最大同時利用者数は3組。相談者の入れ替わり時の重複を考慮し、相談者の駐車場として3台×2の6台分を確保する。</li> <li>研修室における研修（最大50人）は、児童発達支援センター（親子通所）の運営時間外に開催することを想定し、下記に示す児童発達支援センター（親子通所）利用者用60台分での対応を想定する。</li> </ul>	約6台
子ども発達医療センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>診察室が3室であり、最大同時利用者数は3組。利用者の入れ替わり時の重複を考慮し、利用者の駐車場として3台×2の6台分を確保する。</li> <li>リハビリ用の部屋が合計8室であり、最大同時利用者数は8組。利用者の入れ替わり時の重複を考慮し、利用者の駐車場として8台×2の16台分を確保する。</li> <li>予約制による診察及びリハビリを予定しているため、診察及びリハビリ待ちの利用者の駐車場は考慮しないこととする。</li> </ul>	約22台
児童発達支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>単独通所の利用者は、バス通園のため駐車場を必要としない。</li> <li>親子通所の利用者の多くが、自家用車により通所するものと考えられる。親子通所の定員は50名に拡大することとしており、最大で定員の1.25倍まで対応可能な駐車場を確保するため、63台分確保することとする。</li> </ul>	約63台
合計		90～95台程度

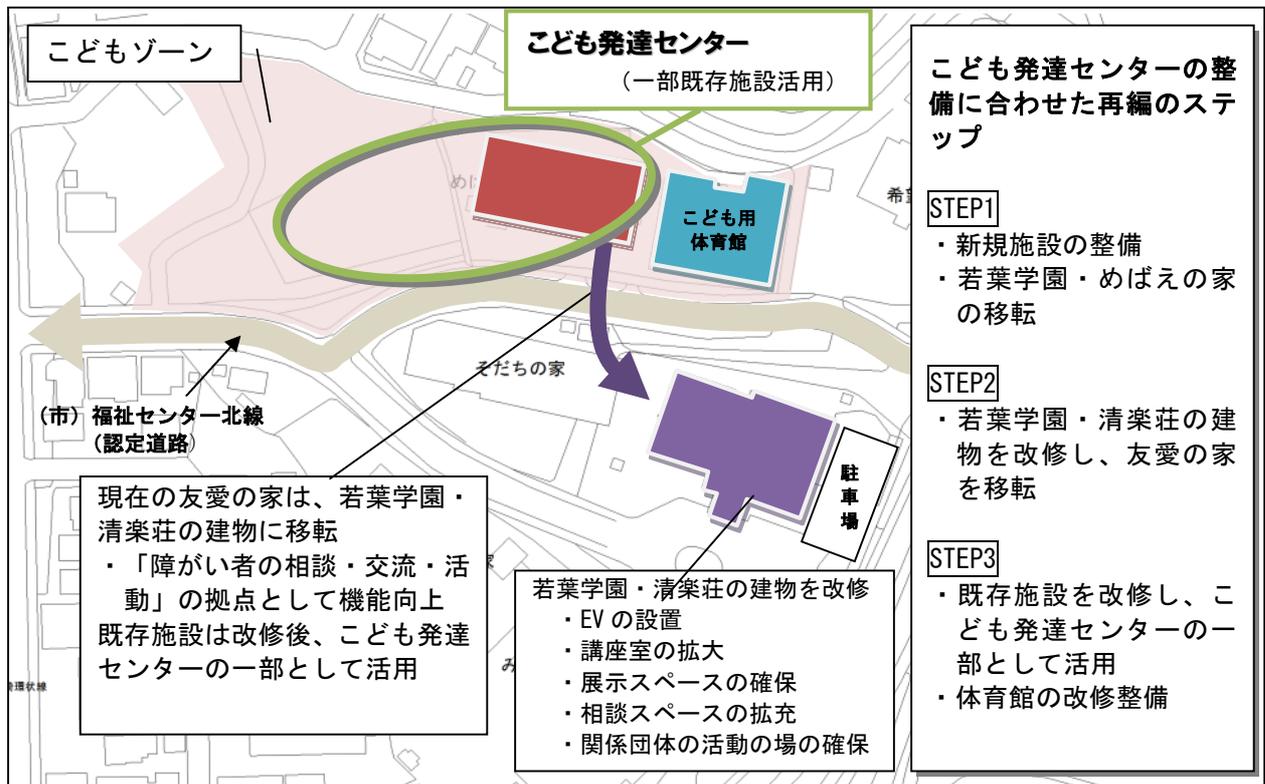
#### ④ 駐車場の確保方法

必要な駐車台数をこども発達センターの敷地内及び福祉の村の敷地内で次のように確保することを想定します。

確保場所	確保可能な駐車台数の算定	駐車可能台数
こども発達センターの敷地内	計画地の面積は約 3,900 m <sup>2</sup> であり、建ぺい率 (40%) を最大利用し、必要な緑化率 (30%) のうち 1/2 程度を駐車場の緑化により確保する。(駐車場に活用できる面積は次のとおり) $3,900 \text{ m}^2 - (3,900 \text{ m}^2 \times 40\%) - (3,900 \text{ m}^2 \times 30\% \times 1/2)$ $= 1,755 \text{ m}^2$ 1台あたり 25 m <sup>2</sup> として約 70 台	約 70 台
福祉の村の敷地内通路の縦列駐車	そだちの家及びのぞみの家が面する敷地内通路を片側歩道化し縦列駐車場の駐車場とする。 通路延長は約 95mで、縦列駐車の場合 6.7m/台 (設計資料集成より) なので、約 14 台	約 14 台
現めばえの家と友愛の家の駐車スペースの活用	現めばえの家と友愛の家の駐車スペースを活用する。	約 15 台
合計		95~100 台程度

#### (5) こども発達センターの段階的整備

こども発達センターは、既存施設を活用しながら整備を行うため、段階的な整備が必要となります。段階整備のステップをまとめると次のようになります。



## 6-2 こども発達センターの施設計画イメージ

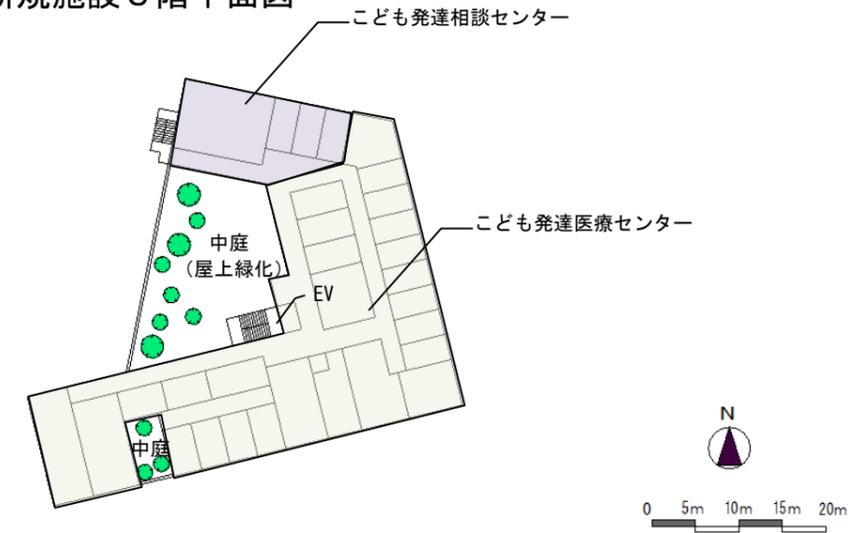
### (1) 新規施設 1階平面図



### (2) 新規施設 2階平面図及び既存施設平面図



### (3) 新規施設 3階平面図



## 7 こども発達センター整備に合わせた友愛の家整備

### 7-1 友愛の家の移転整備の方向性

現在の友愛の家は、障がい者の講座受講の場所として活用されており、障がい者の交流の場となっています。

再活用可能な若葉学園・清楽荘の建物を改修し、友愛の家の機能を移転することで、現在は手狭なロビーで代用している交流スペースが拡張でき、より友愛の家が障がい者の交流の場として活用されると考えられます。そのため、障がい者団体の活動スペースの確保と併せて、障がい者の相談・交流・活動の拠点としてのリニューアルを図ります。(以下、移転整備後の友愛の家を「新友愛の家」という。)

### 7-2 新友愛の家の導入機能

現在の友愛の家は、身体障害者福祉法の「身体障がい者福祉センターB型(※1)」及び、障害者自立支援法の「地域活動支援センター(※2)」に位置づけられています。

若葉学園・清楽荘の建物は、エレベーター設置等の改修工事を行った上で、新友愛の家として、上記2つの機能のほか、障害者自立支援法による「基幹相談支援センター(※3)」、「福祉の村(障がい者施設)管理事務所」の計4機能を導入します。

また、エントランス等のロビー空間を活用した情報提供機能の拡充(展示スペースや情報コーナーの設置)も図ります。

#### 【参考】設備及び運営に関する基準

##### ※1 身体障がい者福祉センターB型

機能	・創作的活動又は生産活動の機会の提供・社会との交流の促進 ・ボランティアの養成 他
規模	424㎡以上
必要な設備	・相談室・日常生活訓練室・社会適応訓練室 兼 集会室・作業室・図書室 ・事務室
職員の配置	・施設長その他必要な職員

##### ※2 地域活動支援センター

機能	・創作的活動又は生産活動の機会の提供・社会との交流の促進 ・その他の厚生労働省令で定める便宜の供与
規模	10人以上が利用できる規模であること
必要な設備	・創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所 ・便所 * 他施設での代替可
職員の配置	・施設長(1名) 当該施設又は他施設において他の職務との兼務が可能 ・指導員(2名以上)

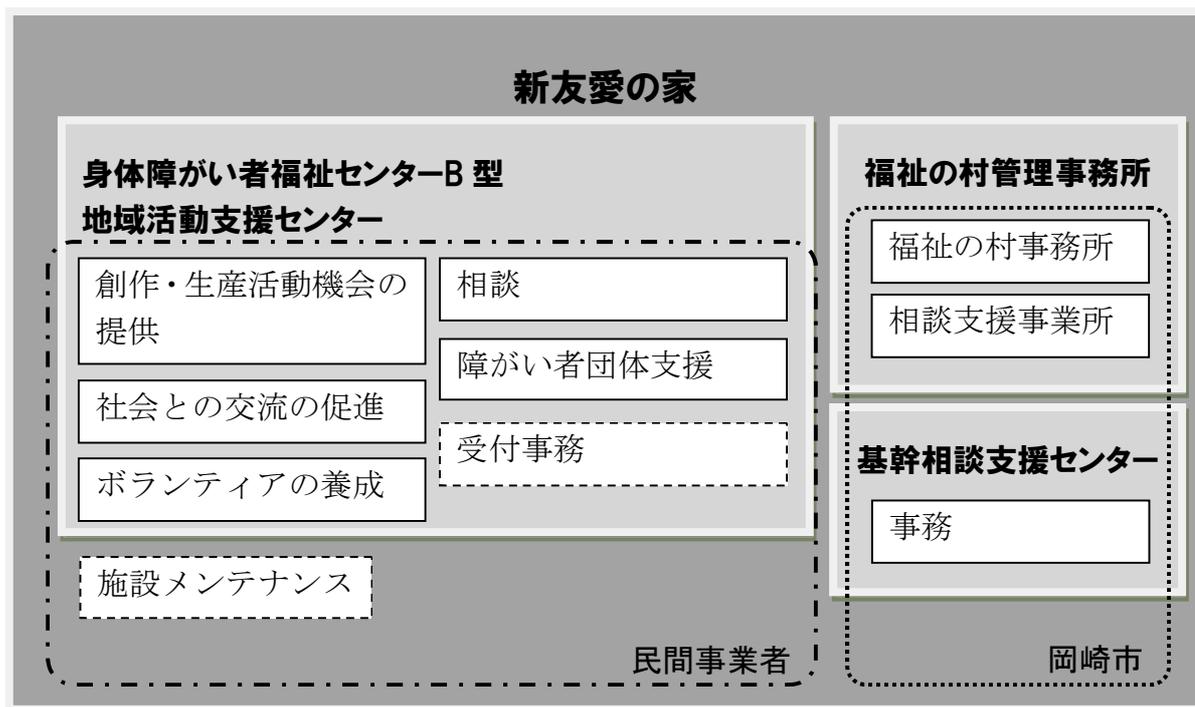
##### ※3 基幹相談支援センター(地域における相談支援の中核的な役割を担う)

規模	-
必要な設備	-
職員の配置	地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹として必要となる人員(相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等)

### 7-3 組織体系

民間の相談支援事業所と連携し、相談機能の基幹的役割を担う基幹相談支援センター及び福祉の村（障がい者施設）の管理を担う福祉の村事務所は、市が運営します。

また、新友愛の家の機能である身体障がい者福祉センターB型（地域活動支援センター）は、民間事業者のノウハウを活かした運営が可能であるため、民間事業者による運営を想定します。



## 7-4 人員配置の想定

新友愛の家の各施設に必要な職員の人員数は、次のように算定され、職員数は40名程度となります。

施設	サービス		職員種類	員数	備考
身体障がい者福祉センターB型 地域活動支援センター	創作・生産活動機会の提供	作業室、会議室、研修室を貸館として運営	指導員	6	障がい者団体の人員(20名程度)は員数に含まない
		創作的活動等のプログラムの企画及び運営			
		指導室を使用した日常生活訓練を行う			
	社会との交流の促進	交流スペースの運営			
	ボランティアの養成	ボランティア養成のための研修プログラムの企画及び運営			
	相談	施設利用者の一般相談等を行う			
	障がい者団体支援	障がい者団体による事業運営			
受付事務	総合受付				
		小計		6	
基幹相談支援センター	事務	地域における相談支援の中核的な役割	相談支援専門員	8	
		小計		8	
福祉の村管理事務所	福祉の村事務所	福祉の村(障がい者施設)の管理	事務職員	20	
	相談支援事業所	福祉の村・北部地区の一般相談等の相談	事務職員	1	
			相談支援専門員	5	
		小計		26	
施設維持機能		総合管理職	事務職員(総括管理者)	1	
		一般事務職	事務職員	1	
		総合受付	事務職員	1	
		施設メンテナンス	事務職員	1	
		小計		4	
		合計		44	

## 7-5 新友愛の家の施設整備の考え方

### (1) 新友愛の家の施設規模

新友愛の家に導入する4機能に必要な諸室の室数及び規模を算定すると次のようになります。なお、現状の若葉学園・清楽荘のボイラー・浴室棟及び車庫等を除いた床面積は1,800㎡程度であるため、各居室の面積の合計値の上限は1,800㎡となります。

施設	諸室名称	室数	面積 (㎡)	備考	参照
身体障がい者 福祉センター B型	作業室	1	150	60名程度・スクール型会議室(2人掛)	設計資料集成より
	指導室	1	80	現状の友愛の家と同等の数値	
	会議室	2	100	50名程度・口の字型会議室(2人掛)	設計資料集成より
	研修室	2	160	30名程度・スクール型会議室(2人掛)	設計資料集成より
	相談室	2	36	4.5㎡/人、同時使用を4名とみて18㎡/室	設計資料集成より (一般事務4.5~7.0㎡/人)
	専門相談対応室	1	18	4.5㎡/人、同時使用を4名とみて18㎡/室	設計資料集成より (一般事務4.5~7.0㎡/人)
	就労支援相談室	1	18	4.5㎡/人、同時使用を4名とみて18㎡/室	設計資料集成より (一般事務4.5~7.0㎡/人)
	成年後見支援相談室	1	18	4.5㎡/人、同時使用を4名とみて18㎡/室	設計資料集成より (一般事務4.5~7.0㎡/人)
	ピアカウンセリング室	1	50	20名程度・口の字型会議室(2人掛)	設計資料集成より
	交流スペース(喫茶室等)	1	60	5.5㎡/4人、同時使用を50名とみて算出	設計資料集成より (囲み4人席 約5.5㎡/卓)
	図書室	1	30	豊橋市こども発達センターと同等の数値	
	障がい者団体事務所	1	90	4.5㎡/人、職員数を20人とみて算出	設計資料集成より (一般事務4.5~7.0㎡/人)
	事務室	1	45	4.5㎡/人、職員数を10人とみて算出	設計資料集成より (一般事務4.5~7.0㎡/人)
	小計			855	
基幹相談 支援センター	基幹相談支援センター	1	90		
	*宿直室	1	30		
	小計			120	
福祉の村 管理事務所	福祉の村管理事務所	1	90	4.5㎡/人、職員数を20人とみて算出	
	*相談支援事業所	1	27	4.5㎡/人、職員数を6名とみて算出 福祉の村・一般相談(北部)対応	
	小計			117	
共用部分			708	延床面積の40%程度	便所・玄関・廊下・エントランスホール等
合計			1,800		

## (2) 駐車場の必要規模の検討

駐車場の必要規模の算定に当たっては、こども発達センターと同様に、施設利用者が利用する駐車場のみ確保し、職員用駐車場は、別途、福祉の村の敷地外等での確保を検討します。

	算定の考え方	必要駐車台数
身体障がい者福祉センターB型 地域活動支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業室、指導室、会議室、研修室は、全室の同時使用は考えにくく、また、こども発達センターの開館時間外には、こども発達センター駐車場の利用を想定する。</li> <li>作業室、指導室は、利用者数（合わせて約 100 人）の半数程度の 50 台分を確保する。</li> <li>会議室、研修室は、利用の大半が、こども発達センターの開館時間外と想定されるため、こども発達センター駐車場の利用を想定する。昼間利用の場合は、作業室等用の 50 台分に対応する。</li> <li>相談室、専門相談対応室、就労支援相談室、成年後見支援相談室の合計 5 室について、最大同時利用者数は 5 組とし、必要な駐車スペースを 5 台分とする。</li> </ul>	約 55 台
基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大同時利用者数を 5 組とし、必要な駐車スペースを 5 台分とする。</li> </ul>	約 5 台
福祉の村管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地外での確保を検討する（職員用）</li> </ul>	-
合計		60～70 台程度

### (3) 駐車場の確保方法

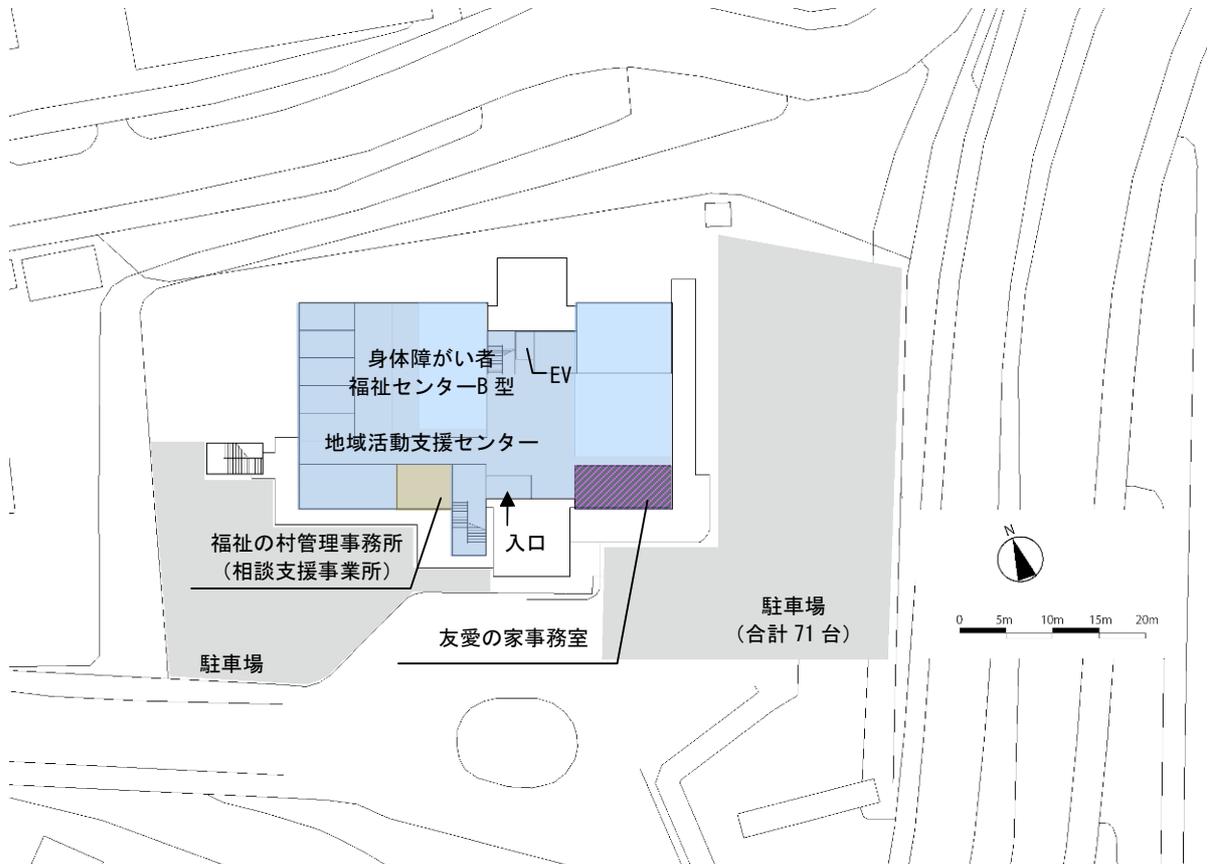
必要な駐車台数を次のように確保することを想定します。なお、1台あたりの駐車場の面積（車路を含む）は、こども発達センターでは25㎡程度としていましたが、身体障がい者等への配慮から、1台あたり30㎡程度として検討します。

なお、利用集中時の対応として、にじの家北側運動広場部分を開放し、臨時駐車場（1台あたり25㎡程度）とすることも想定します。

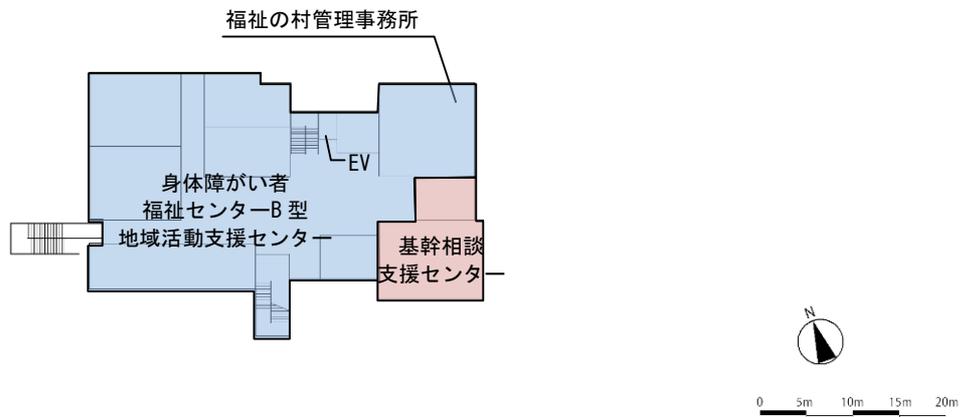
確保場所	確保可能な駐車台数の算定	駐車可能台数
旧若葉学園・清楽荘車庫部分	バス用駐車場を別途整備し、現状のバス用車庫を取り壊して立体駐車場を再整備する。敷地の面積は、1,000㎡程度である。	約54台
旧若葉学園・清楽荘エントランス西側	ロータリー部分を避け、駐車場用地として500㎡程度確保する。	約17台
にじの家北側運動広場	運動広場部分（1,100㎡程度）を臨時駐車場とする。	約44台
合計		110～120台程度

## 7-6 新友愛の家の施設計画イメージ

### (1) 1階平面図



### (2) 2階平面図



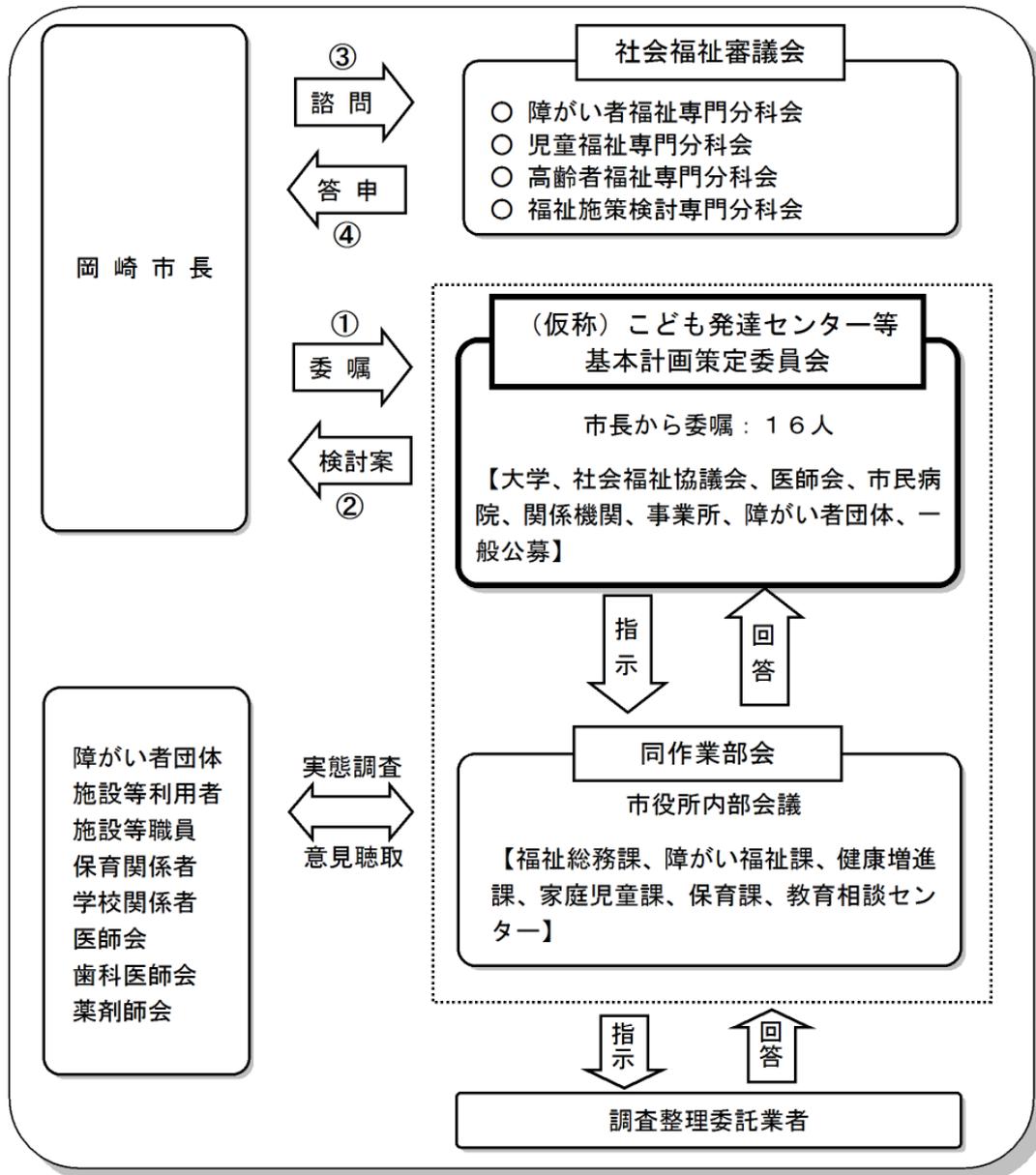
## 8 事業スケジュール

こども発達センター整備及び新友愛の家の改修整備は、PFI手法（設計、建設、必要な資金の調達、一定期間の施設維持管理及び運営等の一連のプロセスを民間事業者が行うことにより、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る）の導入を図ります。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
こども発達センター (新規施設)	PFI 事業 発注準備	事業者選 定・契約	設計	建設	供用開始	
こども発達センター (既存施設)			設計		整備	供用開始
新友愛の家			設計	整備	供用開始	

# 資料編

## 資料 1 (仮称) こども発達センター等基本計画策定体制



## 資料2（仮称）こども発達センター等基本計画策定委員会 関連資料

### （1）設置要綱

#### （仮称）こども発達センター等基本計画策定委員会設置要綱

##### （設置）

第1条 岡崎市福祉の村全体として、今日的な福祉課題に長期的に対応していくよう、施設機能の再編・抜本的強化を図るにあたり、（仮称）こども発達センター等基本計画を策定するため、（仮称）こども発達センター等基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

##### （所掌事務）

第2条 策定委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）（仮称）こども発達センター等のあり方に関する事項
- （2）（仮称）こども発達センター等基本計画の策定に関する事項
- （3）その他岡崎市福祉の村に関する必要事項

##### （組織）

第3条 策定委員会は、20名以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- （1）社会福祉事業実施法人の代表者
- （2）保健・医療・教育関係者
- （3）学識経験者
- （4）障がい者関係団体の代表者
- （5）公募による一般市民
- （6）その他市長が必要と認める者

##### （任期）

第4条 委員の任期は、平成25年3月31日までとする。

##### （委員長）

第5条 策定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、策定委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

##### （会議）

第6条 策定委員会の会議は、委員長が召集する。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

##### （庶務）

第7条 策定委員会の庶務は、障がい福祉課において処理する。

##### （雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、

委員長が定める。

附則

この要綱は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

## (2) 委員名簿

### (仮称) こども発達センター等基本計画策定委員会委員名簿

(敬称略、50音順)

氏名	選出団体等	備考
あまの かずこ 天野 和子	公募委員	
あまの きよみ 天野 喜代美	岡崎地域精神障がい者家族会	
うちむら 愛 内村 愛	公募委員	
かが ときお 加賀 時男	岡崎市身体障がい者福祉協会	
きまた かずみ 木全 和巳	岡崎市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会長	委員長
こん ひょうしゅ 権 滋珠	岡崎市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会長	
すぎやま しんぺい 杉山 信平	岡崎市社会福祉協議会	
たかき かつひろ 高木 克広	岡崎市福祉事業団	
とほやま のぶひで 遠山 宣英	愛知県立心身障害児療育センター第二青い鳥学園	
ねごろ たみこ 根来 民子	岡崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会長	副委員長
はやかわ ぶんりゅう 草川 文雄	岡崎市民病院	
ひらいわ ふみよ 平岩 ふみよ	岡崎市私立幼稚園協会	
ふかだ けいひこ 深田 啓彦	岡崎市医師会	
みずの たくみ 水野 篤茂	岡崎市医師会	
やまたか かずと 山嵩 和人	岡崎市手をつなぐ育成会	
やまもと かつみ 山本 勝巳	岡崎市保育園連絡協議会	

### (3) 検討経緯

	日時	検討内容
第1回	平成24年 5月1日	(1) 委員長選任 (2) 福祉の村の現状及び策定委員会の役割について (3) 今後の進め方について
第2回	平成24年 7月3日	導入機能の整理について
第3回	平成24年 8月8日	(1) 導入機能の整理について（第2回策定委員会指示事項） ア 保健所と（仮称）こども発達センターの役割分担 イ 経過観察機能の整理（ぷち・ひよこの会・スワンの会） ウ 市全体の支援体制と（仮称）こども発達センターの機能 エ めばえの家・若葉学園の統合 (2) 施設配置等について ア 整備場所・整備位置 イ 人員配置・施設規模 ウ 今後の「福祉の村」の再編の方向性
第4回	平成24年 9月24日	(1) （仮称）こども発達センターの広域的な位置づけについて (2) 施設配置等について（第3回策定委員会指示事項） (3) 友愛の家の機能について (4) （仮称）こども発達センターの名称について ア 施設の名称 イ 各部門の名称
第5回	平成24年 10月23日	（仮称）こども発達センター等基本計画案について
第6回	平成25年 1月29日	パブリックコメント及び（仮称）こども発達センター等基本計画案について

